第4期

栗原市地域福祉活動計画

令和4年4月～令和9年3月

共に支え 共に助け合い 共に生きる 地域の創造

社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会

はじめに

栗原市内における社会情勢は、少子高齢化や人口減少、社会的孤立や経済的困窮など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、生活課題や福祉課題は複雑化し、そのニーズも多様化しております。また、近年は、多発する自然災害や現下の新型コロナウイルス感染症などへ備えるための体制づくりの重要性も増しております。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、あらゆる活動主体が連携・協力し、人と人とのつながりを再構築しながら、地域住民が「安心して自分らしく暮らし続けられる地域」を目指して、お互いに支え合える地域づくり（地域共生社会）の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、栗原市社会福祉協議会では平成２９年度に作成した「第３期地域福祉活動計画」の評価・見直しを行い、社協に求められている役割や機能を再確認し、「第４期地域福祉活動計画」を栗原市の計画である「第４期地域福祉計画」と連動する形で策定いたしました。

第４期地域福祉活動計画を策定するにあたり、合併から１５年以上の時間をかけて小地域での支え合いの組織である「地区社協」の活動を推進してきた成果を活かし、互いに互いを気にかけ、地域で安心して、そして楽しく暮らせるためのつながりを絶やすことなく継続し、地域福祉活動の更なる展開を図ることが必要であると考えており、栗原市との協力体制を強化し、連携しながら更なる地域福祉の充実に努めていく所存であります。

ここで私達は、地域福祉活動の中核的役割を担う団体として、果たすべき役割は何か。原点に立ち返り、地域の皆さまと共に話し合い、共に考え、共に活動を推進する「協働」を基本として、進めてまります。

栗原市社会福祉協議会の基本理念として掲げている「共に支え　共に助け合い　共に生きる」地域の創造の実現に向けた活動を、皆さまと共に取り組んでまいりたいと考えておりますので地域住民の皆さまのより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和４年３月

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会
会　長　　小　林　吉　雄

ー　目　次　ー

はじめに

第１章　栗原市地域福祉活動計画の策定にあたって
１　計画策定の背景と必要性.....１
（１）計画策定の背景.....１
（２）計画策定の目的.....１
２　地域福祉活動計画の位置づけ.....１
（１）地域福祉について.....１
（２）地域福祉の推進.....２
（３）地域福祉活動計画.....２
（４）地域福祉計画.....２
３　地域福祉活動計画と地域福祉計画との関係.....３
４　地域福祉活動計画の計画期間.....３

第２章　地域福祉を取り巻く現状
１　栗原市社会福祉協議会の概況
（１）会員加入数と共同募金の推移.....４
（２）役員と評議員の選出区分.....４
（３）支部と地区社会福祉協議会の活動について.....５
（４）介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等の推移.....６
（５）高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯の推移.....６
２　栗原市の概況（栗原市地域福祉計画より転載）
（１）人口・世帯.....７
３　地域福祉にかかる現状（栗原市地域福祉計画より転載）.....９
（１）地域で支援を必要としている人の動向.....９
（２）アンケート調査からみる地域の課題.....１１

第３章　基本理念と基本目標
１　基本理念.....１４
２　基本目標.....１４
３　基本計画（実施事業）.....１５
４　栗原市地域福祉活動計画と栗原市地域福祉計画.....１７

第４章　活動計画

１　栗原市社会福祉協議会の機構図.....１９
２　事務局の組織.....２０
３　支部と地区社会福祉協議会.....２１
基本目標１　誰でも参加できる身近な地域づくり.....２２
基本計画１－１　地域福祉の醸成.....２２
基本計画１－２　地域活動の推進.....２６
基本目標２　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり.....３０
基本計画２－１　利用しやすい環境づくり.....３０
基本計画２－２　自立に向けたサービス利用等の推進.....３３
基本目標３　安心して暮らせる福祉のまちづくり.....３８
基本計画３－１　小地域でのコミュニティづくりの充実.....３８
基本計画３－２　安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進.....４１
基本目標４　地域福祉推進のための基盤づくり.....４４
基本計画４－１　関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進.....４４
基本計画４－２　自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化.....４７

第５章　計画の推進に向けて

１　今後の推進体制.....５０
２　栗原市との協働及び連携の強化.....５０
３　関係機関や各種福祉団体等との連携.....５０

第６章　資料編

栗原市地域福祉活動計画〔第３期〕実績・評価報告書.....５１
栗原市地域福祉活動計画〔第４期〕の主な策定経過.....６３

第１章

栗原市地域福祉活動計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と必要性

（１）計画策定の背景

少子・高齢化の進行や働き方の変化に伴い、生活スタイルや価値観も多様化しており、家族や地域社会の状態は大きく変わってきております。

世代家族から核家族、単身世帯へと家族の形態の変化が進んでおり、家族機能の低下や、日常的な近隣や地域とのつながりが希薄になってきたことによる地域での相互扶助機能の低下などが懸念されています。

こうした中、国では、「地域共生社会の実現」に向けた取組みを進めています。「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

公的サービスや福祉事業者等によるサービスだけではなく、住民参加による小地域づくりを支援し、地域住民の手による主体性を維持した福祉活動の推進が望まれています。

（２）計画策定の目的

地域福祉活動計画は、栗原市社会福祉協議会が地域住民や栗原市をはじめとする関係機関、団体と連携協働しながら地域の福祉活動を推進するための計画です。

第４期栗原市地域福祉活動計画は、第３期計画の基本理念である「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造を継承し、住民の自主的・主体的な参加のもとに「住民参加型の福祉社会づくり」を推進し、地域の人と人との絆を大切にし、「福祉の心」の醸成を図り、住み慣れた地域社会で「誰もが安心してしあわせに暮らせる地域づくり」を目的として計画します。

２　地域福祉活動計画の位置づけ

（１）地域福祉について

「地域福祉」には、一人ひとりがふだんの暮らしの中でしあわせを感じることができる地域をつくっていこうという意味が込められています。

“ふだんの暮らしのしあわせ”のためには、家族や友人、地域住民など、身近な人との関係性を良好に保つことが重要な要素になります。

近隣関係が希薄になりがちな現代において、誰かを支えたり、誰かに支えられたりしながら、人と人とのつながりや出会いを大切にして、誰もが自分らしく生きることができる地域をつくることが大切です。

本計画では、地域という視点から市民とともにさまざまな活動主体と連携協働して地域の実情に応じた地域福祉の推進に取り組みます。

（２）地域福祉の推進

社会福祉法第４条に「地域福祉の推進」が明記され、地域住民が地域福祉の担い手として位置づけられるとともに、多様な主体の協働による総合的な地域福祉の推進を図ることが求められています。

地域福祉の推進（社会福祉法第４条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（３）地域福祉活動計画（栗原市社会福祉協議会策定）

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」及び「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を図ることを目的とする計画です。

つまり、社会福祉法第１０９条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられている市町村社会福祉協議会が、地域福祉を進める上で、それを実現・実行するための行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画です。

市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（社会福祉法第１０９条）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

１　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

２　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

３　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

４　前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉活動計画（全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針）

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

（４）地域福祉計画（栗原市策定）

「地域福祉計画」は、社会福祉法第１０７条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

また、「地域福祉計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」と再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含して策定し、一体的に推進します。

市町村地域福祉計画（社会福祉法第１０７条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5　包括的な支援体制の整備に関する事項

３　地域福祉活動計画と地域福祉計画との関係

地域福祉活動計画を社会福祉協議会を中心とした市民（民間）活動計画として、また地域福祉計画を行政計画として、地域で一体となる地域福祉の推進を目指すものであると考えると、両計画は「車の両輪」となる計画で、相互に連携することが重要です。

地域福祉活動計画は、地域社会の中で、諸問題の把握、諸問題への解決策の組み立て、社会資源のさらなる活用によって、地域福祉活動を推進していくための民間レベルの自発的な「活動計画」であり、「行動計画」となります。

地域福祉計画は、地域社会の中で、保健・福祉・医療等、行政レベルの公発的な「行政計画」となり、地域福祉活動を推進していくためには、相互の連携による目標達成への協働活動と考えられます。

●地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図

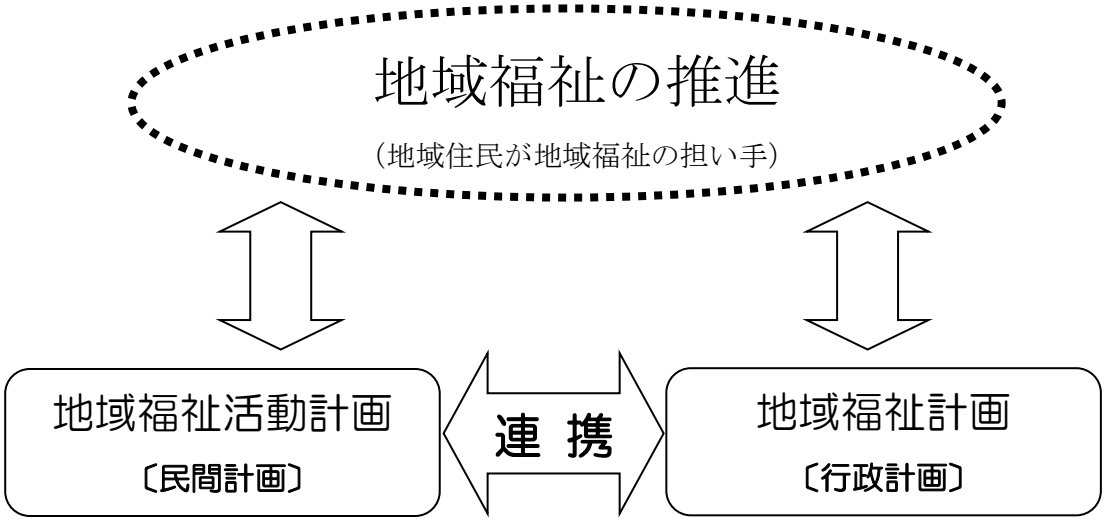

４　地域福祉活動計画の計画期間

第４期地域福祉活動計画の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第２章

地域福祉を取り巻く現状

１　栗原市社会福祉協議会の概況

（１）会員加入数と共同募金の推移

栗原市社会福祉協議会では、地域福祉活動の貴重な財源となる会員会費と共同募金に市民の皆さまのご理解を得られるよう、広報紙やホームページをはじめ、推進委員や共同募金運動奉仕委員等のご協力をいただき、周知及び啓発活動に取り組んでいます。

しかしながら、会員会費及び共同募金の実績額は、世帯数の減少等の理由により減少傾向にあり、特に会員会費の特別会員は平成２９年度の３０３人・団体に比べ令和３年度は２７４人・団体と約０．９％減少しております。自主財源の確保は、より地域に根ざした活動を展開するために大切なものであるため、支部委員や職員が企業や法人等を訪問し、新規の特別会員・賛助会員の加入、共同募金運動への協力を推進しています。

【社協会員数の推移】

区　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般会員（世帯）	17,797	17,871	17,689	17,522	17,497
賛助会員（人・団体）	552	533	497	488	467
特別会員（人・団体）	303	302	287	273	274

【共同募金実績】

区　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
赤い羽根募金（円）	16,030,498	15,836,568	15,703,035	15,497,079	15,290,777
歳末募金　　（円）	9,327,011	9,210,537	9,136,279	9,118,785	9,081,583

（２）役員と評議員の選出区分

栗原市社会福祉協議会では、地域福祉活動の推進を図るため、合併前の旧町村を単位に理事と評議員を選出しています。

また、事業を展開するうえで、さまざまな機関・団体等との連携も必要なことから、評議員には各種団体からのご協力もいただいています。

【役員人数】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
会　長（人）	1	1	1	1	1
副会長（人）	2	2	2	2	2
常務理事（人）	1	1	1	1	1
理　事（人）	１０	１０	１０	１０	１１
監　事（人）	3	3	3	3	3
合　計（人）	１７	１７	１７	１７	１８

【評議員人数】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
評議員（人）	２２	２２	２２	２２	１９
合　計（人）	２２	２２	２２	２２	１９

【役員・評議員選出区分】

区分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	役員	評議員	役員	評議員	役員	評議員	役員	評議員	役員	評議員
築館支部　(人)	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1
若柳支部　(人)	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1
栗駒支部　(人)	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1
高清水支部 (人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一迫支部　(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
瀬峰支部　(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鶯沢支部　(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金成支部　(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
志波姫支部 (人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
花山支部　(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
民 児 協　(人)	1		1		1		1		1	
市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連協 (人)		1		1		1		1	1	1
行　　政　(人)	1		1		1		1		1	
知識経験　(人)	5		5		5		5		5	
老人クラブ (人)		1		1		1		1		1
身障協会　(人)		1		1		1		1		1
社会福祉法人 (人)		1		1		1		1		1
行政区長会 (人)		1		1		1		1		1
青年会議所 (人)		1		1		1		1		1
商 工 会　(人)		1		1		1		1		1
社会福祉事業 (人)		2		2		2		2		2
合　　計 (人)	１７	２２	１７	２２	１７	２２	１７	２２	１８	１９

※表中の「民児協」は、民生委員・児童委員協議会の略です。

社会福祉法の改正（平成２９年４月１日施行）に伴い、理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。

（３）支部と地区社会福祉協議会（地区社協）の活動について

栗原市社会福祉協議会では、『地域（行政区）のことは、地域のみんなで話し合い、助け合いながら暮らしていく』１行政区は１家族の精神で、栗原市内全域に**「小さな社協＝地区社協」**の推進（設置）に取り組んできました。「地区社協」の設置推進については、市内２５５行政区のうち２５４行政区に設置（令和４年３月３１日現在）されています。

「地区社協」では、お茶っこ会等のサロン活動や世代間交流、安否確認活動などが、地域の実情にあわせて実施されています。この地区社協の活動を支えるために、旧町村単位に設置されているのが栗原市社会福祉協議会の各支部です。支部では地域福祉活動を推進するため、関係機関や他団体との連携・協働による話し合い（支部会議）を重ね様々な事業を展開しております。

【地区社会福祉協議会設置の推移】

区　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置数 (行政区)	２５２	２５４	２５４	２５４	２５４
未設置 (行政区)	2	1	1	1	1

（４）介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等の推移

栗原市における介護保険事業所等の推移は、平成１７年度の４７事業所に比べ、令和３年度は約３．２倍の１５２事業所となっています。中でも、利用者の状況は、通所型サービスから入所型サービスへ利用転換されており、通所型のサービスのみを提供している本会としては、介護保険事業の運営がかなり厳しい状況にあります。

障害福祉サービス事業所の推移は、平成２３年度の４５事業所に比べ、令和３年度は約２．１倍の９７事業所となっています。

【栗原市内の介護保険事業所等の推移】

区　分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 28 年度	令和 3 年度
通所介護	１７	２８	３１	４０
宅老所	7	１９	３９	４１
グループホーム	１２	１３	１７	１７
特別養護老人ホーム	7	8	１３	１３
介護老人保健施設	4	4	4	5
有料老人ホーム	0	0	１２	２９
サービス付高齢者住宅	0	0	5	7
合　　計	４７	７２	１２１	１５２

資料：栗原市内社会資源マップより

【栗原市内の障害福祉サービス事業所の推移】

区　分	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 28 年度	令和 3 年度
居宅介護	8	9	8	8
重度訪問介護	8	9	8	8
行動援護	1	3	2	
同行援護		5	5	2
生活介護	4	9	１０	１４
児童デイサービス	1			8
短期入所	6	6	6	１１
共同生活介護	3	4	4	１０
施設入所支援		3	3	3
共同生活援助	1	2	7	１６
自立訓練（機能訓練）	2	1	1	
就労移行支援	2	2	2	2
就労継続支援（Ａ型）		1	2	2
就労継続支援（Ｂ型）	2	3	4	5
相談支援事業	1	1	1	1
計画相談支援		2	3	7
地域移行支援		1		
地域定着支援		1		
知的障害者入所更生施設	1			
知的障害者通所更生施設	2			
知的障害者入所授産施設	1			
知的障害者通所授産施設	2			
合　　計	４５	６２	６６	９７

資料：宮城県障害者自立支援給付支払等システムより

（５）高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯の推移

国勢調査による平成 2 年（1990 年）以降の推移では、一般世帯数が減少しているなかで、高齢夫婦世帯は約２．８倍、高齢者一人暮らし世帯は、約３．６倍に増加しています。

区　分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢夫婦（世帯）	1,090	1,673	2,240	2,479	2,605	2,821	3,087
一人暮らし（世帯）	857	1,176	1,599	1,954	2,234	2,629	3,051

資料：栗原市地域福祉計画より抜粋

２　栗原市の概況

（１）人口・世帯

国勢調査による近年（昭和６０年（１９８５年）～令和２年（２０２０年））の栗原市の総人口、一般世帯数、世帯人員の推移をみると、令和２年（２０２０年）における総人口は、６４，６３７人となっており、昭和６０年（１９８５年）の総人口と比較すると、３０，４０５人、３２．０％減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。　一方、一般世帯数は増加傾向にありましたが、平成１７年（２００５年）に減少に転じ、令和２年（２０２０年）の一般世帯数は２２，６９７世帯、一世帯当たり人員は約２．８人と減少が進んでいます。

図表　総人口・一般世帯数・世帯人員の推移
（昭和 60 年（1985）～令和 2 年（2020））

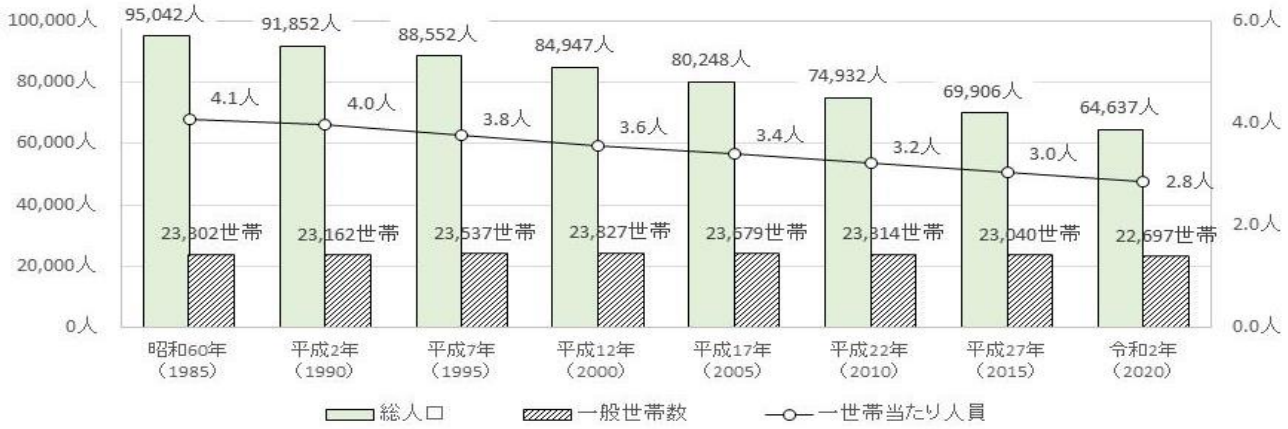

年　　次	人口（人）				世帯	
	総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	一般世帯数（世帯）	1 世帯当たり人員（人/世帯）
昭和 60 年（1985）	95,042	19,428	61,426	14,188	23,302	4.1
平成 2 年（1990）	91,852	17,410	57,814	16,624	23,162	4.0
7 年（1995）	88,552	14,282	54,036	20,234	23,537	3.8
12 年（2000）	84,947	11,466	50,099	23,382	23,827	3.6
17 年（2005）	80,248	9,576	45,866	24,804	23,679	3.4
22 年（2010）	74,932	8,427	42,079	24,383	23,314	3.2
27 年（2010）	69,906	7,255	36,888	25,064	23,040	3.0
令和 2 年（2020）	64,637	6,262	31,948	26,204	22,697	2.8

※総人口には年齢不詳人口を含みます。　　資料：国勢調査

①　年齢別人口

国勢調査による年齢別（３区分）の人口推移では、昭和６０年（１９８５年）以降、１５歳未満人口は１３，１６６人（-６７．８％）、１５～６４歳人口は２９，４７８人（-４８．０％）と減少する一方で、６５歳以上人口は１２，０１６人（８４．７％）増加しており、総人口の減少が進むなかで、少子高齢化の進行がみられます。

栗原市地域福祉計画より転載

図表　年齢別人口（3 区分）の推移
（昭和 60 年（1985）～令和 2 年（2020））

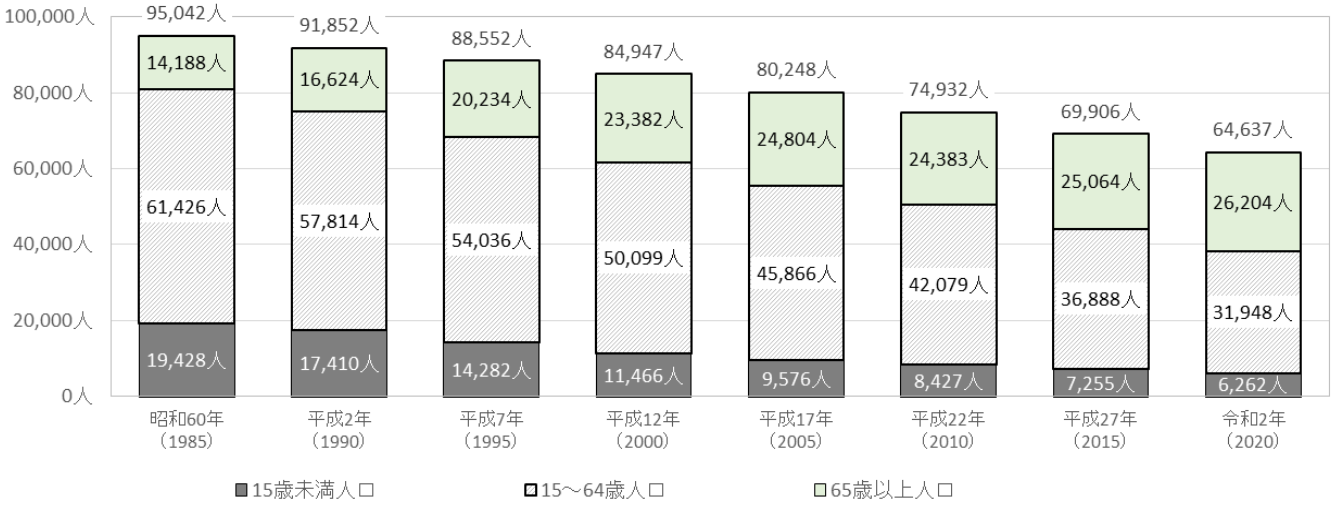

資料：国勢調査

②　高齢夫婦・高齢者一人暮らし世帯

国勢調査による令和２年（２０２０年）の高齢夫婦世帯は３，０８７世帯、高齢者一人暮らし世帯は３，０５１世帯となっており、平成２年（１９９０年）以降の推移では、一般世帯数が減少しているなかで、平成２年と比べ、高齢夫婦世帯数は約２．８倍、高齢者の一人暮らし世帯は約３．６倍に増加しています。

図表　高齢夫婦・高齢者一人暮らし世帯の推移
（平成 2 年（1990）～令和 2 年（2020））

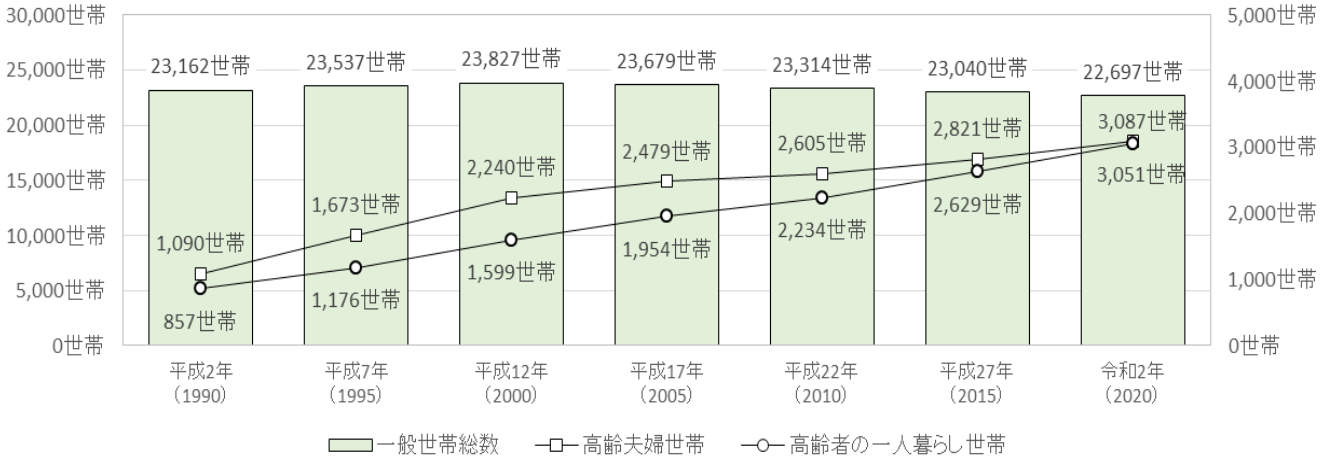

資料：国勢調査

３　地域福祉にかかる現状

（１）地域で支援を必要としている人の動向

①子ども・子育て

栗原市における近年の出生者数は、平成２７年（２０１５年）以降減少傾向にあり、令和２年（２０２０年）の出生者数は２６８人となっています。

また、現在栗原市では、平成２８年度（２０１６年度）から幼稚園の３年保育及び保育所並みの預かり保育を実施し、３歳以上児の保育の確保に取り組んでいます。

このことにより、保育所入所年間延べ児童数は減少傾向にありますが、幼稚園預かり保育の年間延べ児童数はおおむね横ばいで推移しています。

図表　出生者数の推移

区　　分	平成 27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	令和元年 (2019)	2 年 (2020)
出生者数（人）	397	352	329	325	310	268

資料：住民基本台帳に基づく住民移動調査年報

図表　保育所・幼稚園預かり保育の年間延べ児童数の推移

区　　分	平成 27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2 年度 (2020)
保育所児童数（人）	11,115	8,082	7,375	6,977	6,786	6,167
うち 3 歳未満（人）	6,996	7,309	7,025	6,845	6,749	6,146
幼稚園預かり保育（人）	4,575	8,480	9,061	8,892	9,013	8,521

資料：子育て支援課

②高齢者（要支援・要介護認定者・認知症高齢者）

６５歳以上の人口は、令和２年９月３０日現在で２６，４３９人となっており、これまで増加傾向にありましたが、今後減少に転じることが見込まれます。

また、要支援・要介護認定者数は、平成３０年（２０１８年）をピークに減少傾向にありますが、要介護３以上の割合の増加が見込まれます。

図表　高齢者・要介護認定者・認定率の推移

区　　分	平成 27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	令和元年 (2019)	2 年 (2020)
65 歳以上人口（人）	25,258	25,620	25,887	26,200	26,296	26,439
高齢化率（%）	35.1	36.2	37.2	38.2	39.0	40.0
要支援・要介護認定者数(人)	5,613	5,709	5,813	5,903	5,866	5,802
認定率（%）	22.2	22.3	22.5	22.5	22.3	21.9
要介護度3以上の割合 (%)	37.6	37.8	38.1	37.3	37.0	37.6

資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告、 各年 9 月 30 日現在

認知症高齢者については、平成２７年（２０１５年）より増加傾向にあり、高齢化率の上昇とともに今後増加すると見込まれます。

引き続き認知症への市民の理解や地域で支える取り組みが求められます。

図表　認知症高齢者の推移

区　　分	平成27年(2015)	28年(2016)	29年(2017)	30年(2018)	令和元年(2019)	2年(2020)
認知症高齢者数（人）	3,785	3,947	4,205	4,360	4,280	4,480

資料：厚生労働省介護保険データベース、各年10月末現在

③障害者（手帳所持者等）

栗原市の障害者数（手帳所持者等）は各年度で増減がみられ、令和２年度（２０２０年度）末現在、身体障害者手帳交付者が３，７６４人、療育手帳（知的障害者の手帳）交付者が７９３人、精神障害者保健福祉手帳交付者が５１９人となっています。

また、令和２年度（２０２０年度）末の特定疾患医療受給者数は６６８人、小児慢性特定疾患医療受給者数は５０人となっています。

図表　障害者（手帳所持者等）の推移

区　　分	平成27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	令和元年度(2019)	2年度(2020)
身体障害者手帳	3,936	3,865	3,833	3,791	3,806	3,764
療育手帳	722	737	750	762	769	793
精神障害者保健福祉手帳	406	407	471	466	498	519
計（人）	5,064	5,009	5,054	5,019	5,073	5,076

資料：社会福祉課、各年度末現在

④生活保護

令和２年度（２０２０年度）末の生活保護受給世帯数は５５２世帯で、受給人員６７６人、保護率１０．６３‰となっており、平成２７年度（２０１５年度）と比較すると、受給世帯、受給人員、保護率ともに増加しています。

図表　生活保護受給世帯・人員・保護率の推移

区　　分	平成27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	令和元年度(2019)	2年度(2020)
受給世帯（世帯）	500	505	507	507	533	552
受給人員（人）	647	632	626	618	641	676
保護率（‰）	9.35	9.25	9.31	9.37	9.88	10.63

資料：各年度3月末現在

※‰（パーミル）：1000分の１を１とする単位

（２）アンケート調査からみる地域の課題（調査対象：民生委員児童委員）

①　地域福祉活動への住民の関心度

日ごろから、福祉活動を行っている民生委員児童委員からみた、住民の関心度は、「高いと思う」が７.０％、「やや高いと思う」が３８．５％、「あまり高いと思わない」が４９．６％、「低いと思う」が４．９％となっており、関心が低いと感じている割合がやや多い結果となっています。

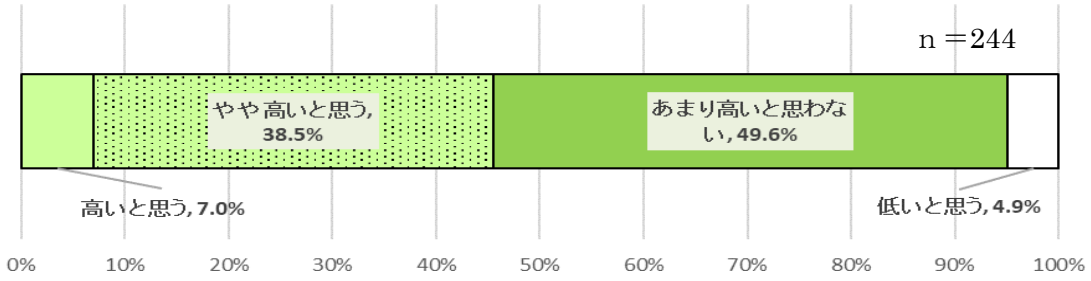

資料：アンケート調査

②　住民同士のつながり合いや支え合い

住民同士のつながり合いや支え合いの度合いは、「強いと感じる」が８.２％、「まあまあ強いと感じる」が５４．３％となっており、それぞれの地区で住民同士のつながりや支え合いが日常的に行われている状況がうかがえます。

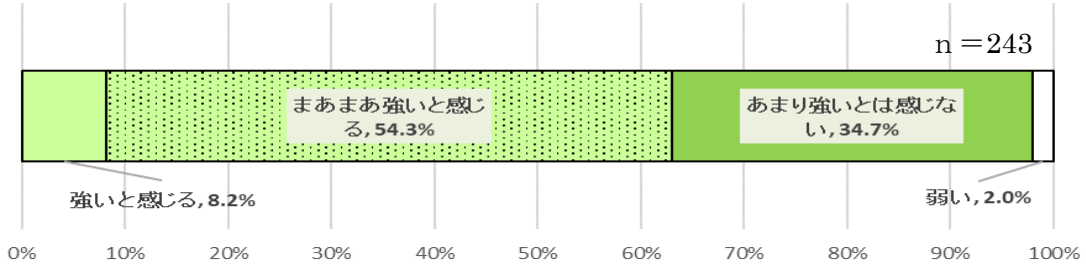

資料：アンケート調査

③　地域で課題に感じること

地域で課題に感じることについては、「世代間の交流が少ない」が２９．２％と最も高くなっています。次いで「隣近所の交流が少ない」（１５．９％）、「地域の活動が活発でない」（１２．０％）となっています。地域活動に若い世代の参加が少ない現状がうかがえます。

図表　地域で課題に感じること

n＝542（3 つまで回答可）

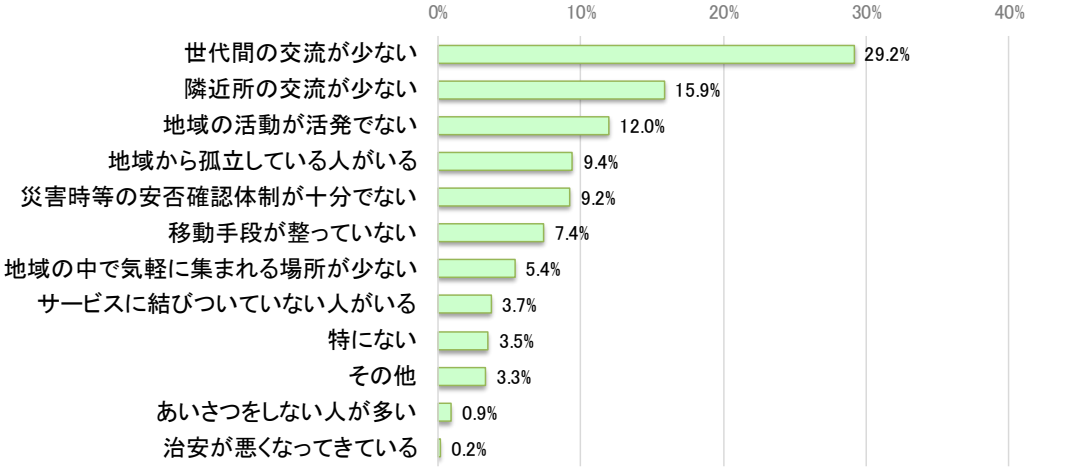

資料：アンケート調査

④　地域で課題を抱えている人

地域で課題を抱えている人については、「高齢者のみの世帯」が４１．３％で最も高くなっています。次いで「認知症の人」（１３．２％）、「閉じこもりや引きこもりの人」（１１．５％）、となっています。高齢者のみの世帯が増え続ける一方で、認知症や引きこもり、生活困窮など、問題が複雑化してきている実態がうかがえます。

図表　地域で課題を抱えている人

n＝462（3 つまで回答可）

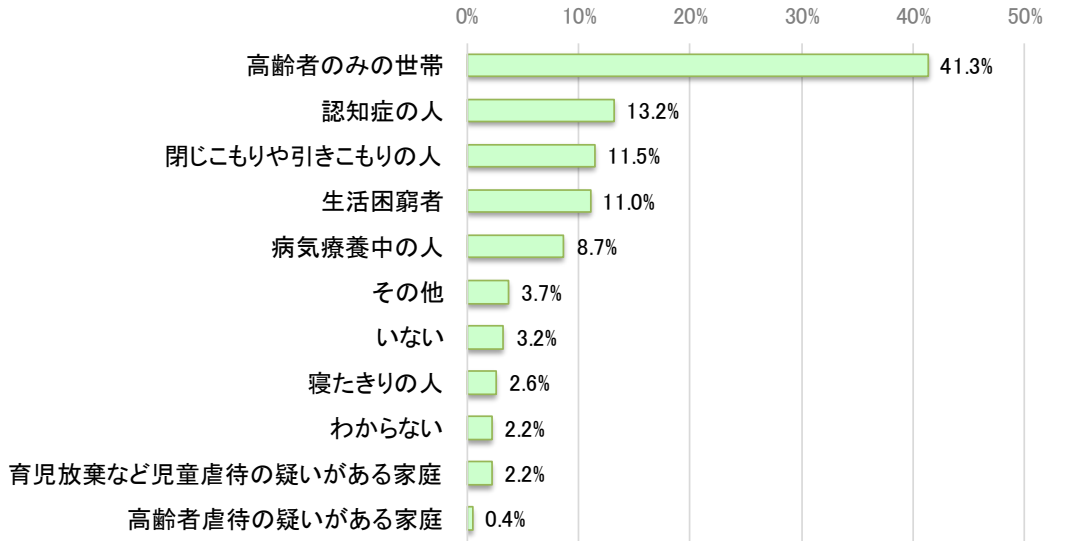

資料：アンケート調査

⑤　地域活動の輪を広げるために必要なこと

地域活動の輪を広げるために必要なことについては、「若い世代への参加呼びかけ」が１７．２%で最も高くなっています。次いで「人材・リーダーの育成」（１６．３%）、「活動者間の情報交換・交流会」（１２．８%）となっています。これから地域の担い手となる若い世代が地域活動に参加しやすくなるような働きかけや、人材育成、情報交換の場が求められています。

図表　地域活動の輪を広げるために必要なこと

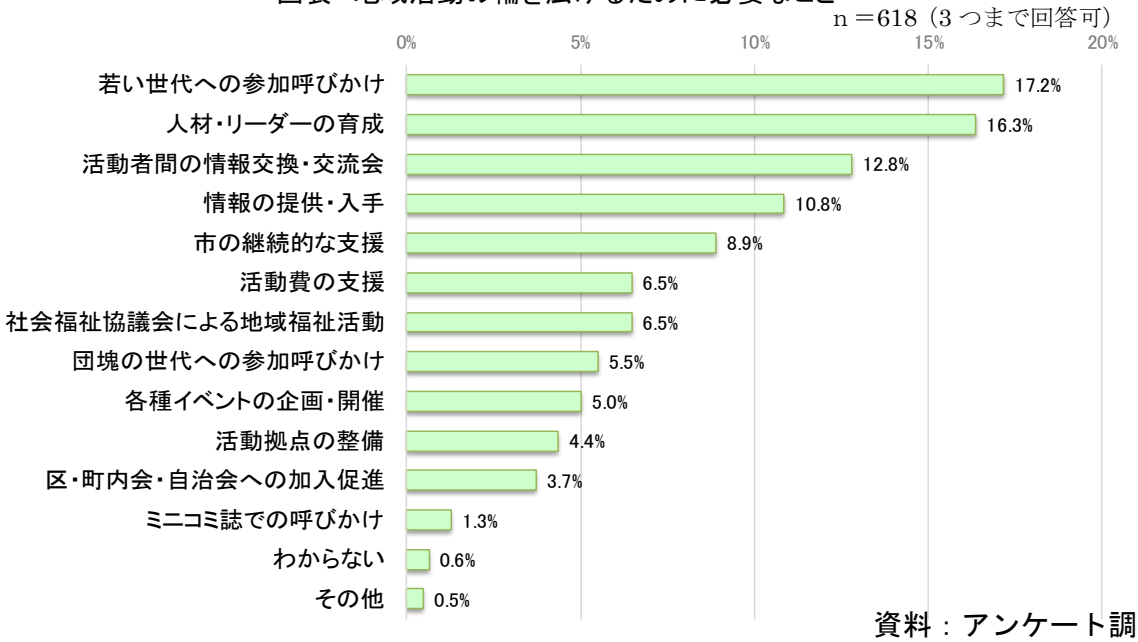

資料：アンケート調査

⑥　安心して暮らすために必要なこと

安心して暮らすために必要なことについては、「地域での見守りや助け合い」が２９．３%で最も高くなっています。次いで「ボランティアや地域活動などの支援や人材の育成」（１０．９%）、「高齢者支援の充実」（８．７%）となっています。今後も高齢者が増え続ける現状において、住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域での見守りや支え合いは必要不可欠です。また、支える側の人々が活動しやすくなるように、人材育成の場や、相談体制、情報提供の充実が求められています。

図表　安心して暮らすために必要なこと

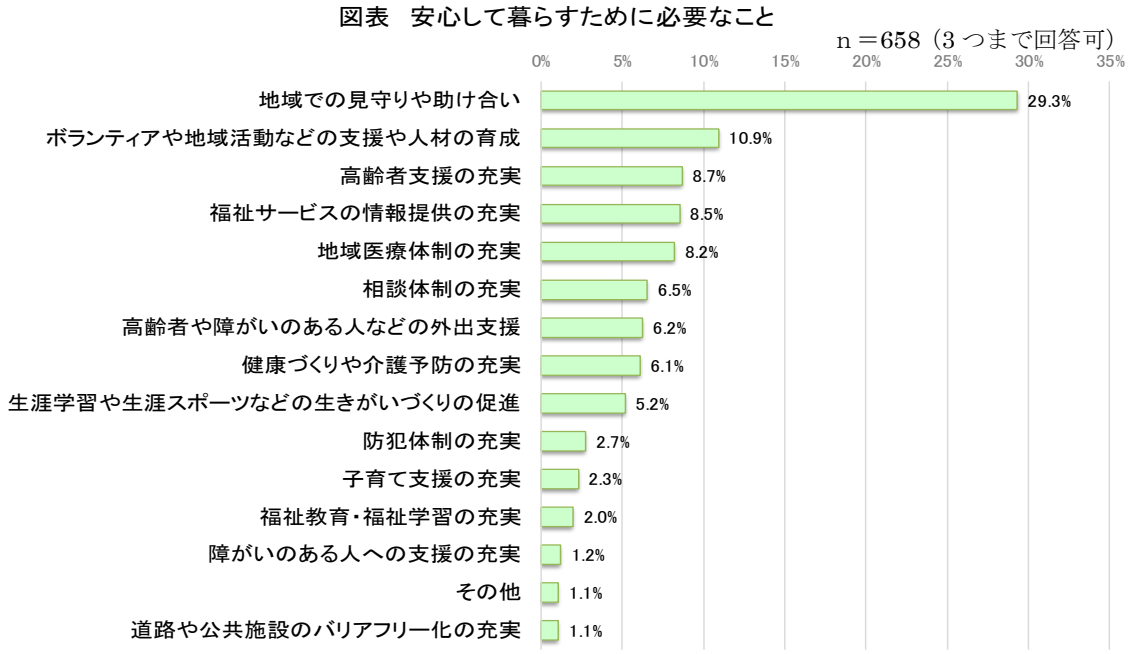

資料：アンケート調査

第３章

基本理念と基本目標

１　基本理念

『共に支え、共に助け合い、共に生きる』地域の創造

一人ひとりの市民が、年齢、障がいの有無、福祉サービスの担い手・受け手などの立場の違いに捉われることなく、「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造を基本理念に「誰もが安心してしあわせに暮らすことのできる地域づくり」を推進し、地域住民のつながりと絆を強くし、「福祉の心」の醸成を図ります。

２　基本目標

（１）誰でも参加できる身近な地域づくり

住民が主体であり、主人公となる地域づくりにおいて、「地域の福祉力」を醸成することは、必要不可欠です。「地域の福祉力」は、既存しているものではなく、住民が参加と協働の動きの中で創り上げていくものです。「地域の福祉力」を醸成していくためには、小地域でのコミュニティづくりの充実、小地域での住民同士のつながり、誰でも参加できる多様な交流機会づくりが求められます。また、子どもの頃からの「福祉教育の場」「福祉学習に携わる場」などの土壌づくりも必要になります。地域住民、ボランティアグループ、ＮＰＯ、学校、社会教育施設、社会福祉施設などと連携し、「福祉の心を育む活動」並びに「福祉の心を育む教育」へ取り組みます。

（２）相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり

誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、「必要な人へ、必要な福祉に関する情報」を提供する必要があります。すべての市民が個人として尊重され、権利が守られるとともに、福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できるように、地域住民に対して「身近な相談窓口」の設置、かつ専門機関への「紹介の窓口」などの体制づくりを進めていきます。その中で、プライバシーに配慮しつつ、福祉サービスや支援に関する情報提供への手助け並びに地域の福祉課題の解決への手助けができる仕組みづくりに取り組みます。

（３）安心して暮らせる福祉のまちづくり

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、小地域でのコミュニティづくりの充実並びに身近な地域での住民同士の支え合い、助け合いが必要であり、「共に支え助け合える地域づくり」の機能・体制の強化に取り組みます。さらに、大規模災害への対応として、ボランティア支援がスムーズに行えるよう、災害ボランティアセンター機能の充実・強化に取り組みます。

（４）地域福祉推進のための基盤づくり

小地域でのコミュニティづくりの推進並びに住民同士のネットワークづくりを推進する支部、地区社会福祉協議会及び身近な地域で支えあいの活動を行っているボランティア団体等への支援を行うとともに、今後の地域福祉推進のためには、多くの担い手が必要となってくることから、身近な地域での福祉活動の担い手となる人材の育成やボランティア活動の活性化に取り組みます。また、社会福祉協議会の組織・事業運営を適切に行うため、役員と事務局との連携を密にして、自主財源の確保や経営組織の充実・強化に取り組みます。

３　基本計画（実施事業）

【基本理念】

『共に支え、共に助け合い、共に生きる』地域の創造

【基本目標】

１　誰でも参加できる身近な地域づくり

２　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり

３　安心して暮らせる福祉のまちづくり

４　地域福祉推進のための基盤づくり

【基本計画】

１－１
地域福祉の醸成
①福祉意識の醸成
②福祉教育等の推進
③多様な交流機会づくり

１－２
地域活動の推進
①活動の担い手・団体の育成・支援
②地域における支え合い活動の推進
③健康・生きがい活動の推進

２－１
利用しやすい環境づくり
①情報提供体制の充実
②相談体制の強化

２－２
自立に向けたサービス利用等の推進
①円滑なサービス利用・提供支援
②権利擁護の利用促進
③地域での自立支援の推進

３－１
小地域でのコミュニティづくりの充実
①保健・医療・介護・福祉の連携強化
②地域福祉ネットワークの充実

３－２
安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進
福祉環境（防災・防犯・生活安全対策推進等）の整備

４－１
関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進
①行政、福祉団体等との連携強化
②支部、地区社会福祉協議会への活動支援
③ボランティア活動の活性化と人材の育成

４－２
自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化
①自主財源の確保
②経営改革と組織体制の強化

【主な事業名】

１－１－①福祉意識の醸成（P22）
〇機関紙発行事業　〇支部、地区社協活動、生活支援体制整備事業（第２層運営等業務）など
１－１－②福祉教育等の推進（P24）
〇福祉教育推進事業　〇キャップハンディ体験学習　など
１－１－③多様な交流機会づくり（P24）
〇支部、地区社協活動

１－２－①活動の担い手・団体の育成・支援（P26）
〇技術養成ボランティアスクール　〇支部、地区社協活動
１－２－②地域における支え合い活動の推進（P27）
〇福祉防災まっぷ作成事業　〇支部、地区社協活動、生活支援体制整備事業（第２層運営等業務）など
１－２－③健康・生きがい活動の推進（P28）
〇支部、地区社協活動　〇職員出前講座事業　など

２－１－①情報提供体制の充実（P30）
〇機関紙発行事業　〇朗読テープ貸出事業　〇地域福祉活動啓発ＤＶＤ作成、配布
〇ボランティアセンター運営事業
２－１－②相談体制の強化（P31）
〇総合相談事業

２－２－①円滑なサービス利用・提供支援（P33）
〇総合相談事業　など
２－２－②権利擁護の利用促進（P34）
〇地区社協活動（お茶っこ会・安否確認）　〇日常生活自立支援事業（まもりーぶ）
２－２－③地域での自立支援の推進（P34）
〇総合相談事業　〇貸付事業　など

３－１－①保健・医療・介護・福祉の連携強化（P38）
〇関係機関との連携強化
３－１－②地域福祉ネットワークの充実（P39）
〇支部、地区社協活動、生活支援体制整備事業（第２層運営等業務）　〇福祉防災まっぷ作成事業

３－２　福祉環境（防災・防犯・生活安全対策推進等）の整備（P41）

〇福祉防災まっぷ作成事業　〇防災減災学習事業
〇災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ研修会　〇支部活動、地区社協活動　など

４－１－①行政、福祉団体等との連携強化（P44）
〇地域住民との意見交換会　〇行政との連絡調整会議
４－１－②支部、地区社会福祉協議会への活動支援（P45）
〇支部活動費交付事業　〇地区社協活動費交付事業　など
４－１－③ボランティア活動の活性化と人材の育成（P46）
〇ボランティアセンター運営事業　〇しあわせな地域づくり事業　など

４－２－①自主財源の確保（P47）
〇会費・募金等への理解と会員加入の推進　〇公的資源の安定的確保　〇事業収入等の安定的確保
４－２－②経営改革と組織体制の強化（P49）
〇職員の専門性の向上と意識改革　〇栗原市共同募金委員会との連携強化

４　栗原市地域福祉活動計画と栗原市地域福祉計画

地域福祉活動計画（栗原市社会福祉協議会策定）

基本理念

『共に支え、共に助け合い、共に生きる』地域の創造

基本目標１：誰でも参加できる身近な地域づくり

基本計画１－１　地域福祉の醸成

①福祉意識の醸成
②福祉教育等の推進
③多様な交流機会づくり

基本計画１－２　地域活動の推進

①活動の担い手・団体の育成・支援
②地域における支え合い活動の推進
③健康・生きがい活動の推進

基本目標２：相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり

基本計画２－１　利用しやすい環境づくり

①情報提供体制の充実
②相談体制の強化

基本計画２－２　自立に向けたサービス利用等の推進

①円滑なサービス利用・提供支援
②権利擁護の利用促進
③地域での自立支援の推進

基本目標３　安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本計画３－１　小地域でのコミュニティづくりの充実

①保健・医療・介護・福祉の連携強化
②地域福祉ネットワークの充実

基本計画３－２　安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

福祉環境（防災・防犯・生活安全対策推進等）の整備

基本目標４　地域福祉推進のための基盤づくり

基本計画４－１　関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進

①行政、福祉団体等との連携強化
②支部、地区社会福祉協議会への活動支援
③ボランティア活動の活性化と人材の育成

基本計画４－２　自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化

①自主財源の確保
②経営改革と組織体制の強化

地域福祉計画（栗原市策定）

基本理念

互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち

基本目標１：みんなでつくる支え合いの地域づくり

施策１－１　地域福祉の醸成

1：福祉意識の醸成
2：福祉教育等の推進
3：多様な交流機会づくり

施策１－２　地域活動の推進

1：活動の担い手・団体の育成・支援
2：地域における支え合い活動の推進
3：健康・生きがい活動の推進

基本目標２：利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり

施策２－１　利用しやすい環境づくり

1：情報提供体制の充実
2：相談体制の強化

施策２－２　自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進

1：円滑なサービス利用・提供支援
2：権利擁護・虐待対策の推進
3：地域での自立支援の推進

基本目標３　自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり

施策３－１　保健・医療・介護・福祉の連携

1：保健・医療・介護・福祉の連携強化
2：ケアマネジメントの充実

施策３－２　安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

1：福祉環境の整備
2：防災・防犯・生活安全対策の推進
3：再犯防止の推進

第４章

活　動　計　画

１　栗原市社会福祉協議会の機構図

栗原市社会福祉協議会において、各種事務事業を展開するにあたり、組織として構成する機構図は次のとおりであります。

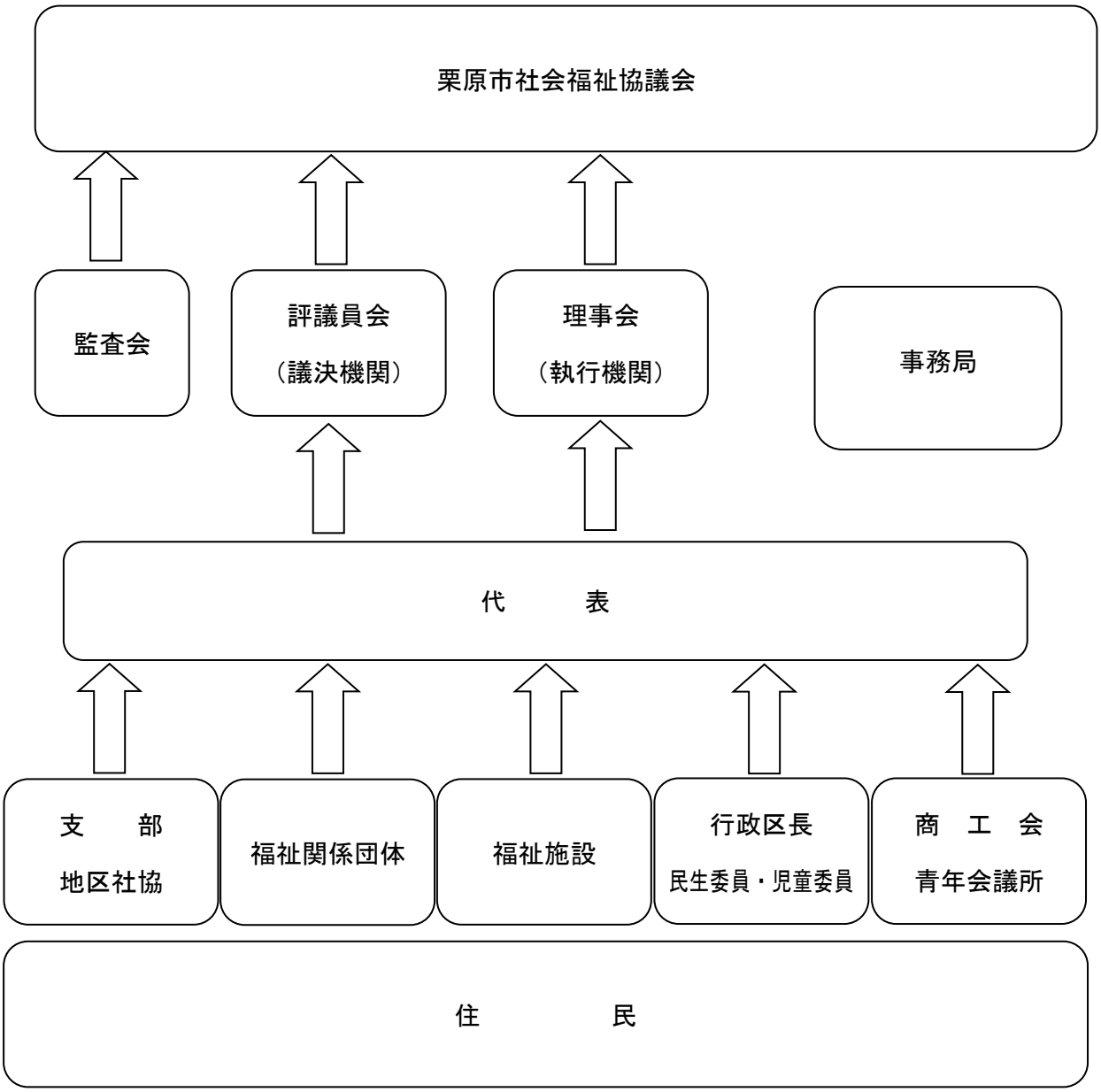

本会の運営は、各種ボランティア団体と栗原市共同募金委員会の協力をいただいて行っています。

２　事務局の組織

事務事業を適正かつ能率的に遂行するために事務局を設置し、それらの組織は次のとおりとする。

（令和４年４月１日現在）

（１）本所（栗原市築館薬師三丁目６番２号）

・総務課

総務係　　経理係

・地域福祉課

地域福祉係　　受託事業係　　事業運営係

（２）支所

・築館支所（栗原市築館薬師三丁目６番１号）
・若柳支所（栗原市若柳字川南戸ノ西４番地）
・栗駒支所（栗原市栗駒岩ケ崎上小路１３６番地）
・高清水支所（栗原市高清水東館３４番地）
・一迫支所（栗原市一迫真坂字高橋２０番地１）
・瀬峰支所（栗原市瀬峰長者原３７番地２）
・鶯沢支所（栗原市鶯沢南郷下久保２１番地１）
・金成支所（栗原市金成沢辺町沖２００番地）
・志波姫支所（栗原市志波姫沼崎原８３番地１）
・花山支所（栗原市花山字本沢百目木１８番地１）

（３）事業所

・訪問介護事業所（栗原市築館高田一丁目６番３－１２号）
・栗原市高清水デイサービスセンター（栗原市高清水東館３４番地）
・栗原市一迫デイサービスセンター（栗原市一迫真坂字高橋２０番地１）
・栗原市金成デイサービスセンター（栗原市金成沢辺町沖２００番地）
・栗原市花山デイサービスセンター（栗原市花山字本沢百目木１８番地１）
・居宅介護支援事業所（栗原市築館高田一丁目６番３－１２号）
・居宅介護事業所（栗原市築館高田一丁目６番３－１２号）
・生活介護事業所はげましホーム（栗原市築館高田一丁目６番３－１１号）
・共同生活援助事業所ふきのとう（栗原市築館高田一丁目６番３－７号）
・相談支援事業所（栗原市築館高田一丁目６番３－１２号）
・障害児相談支援事業所（栗原市築館高田一丁目６番３－１２号）
・栗原市築館・志波姫地域包括支援センター（栗原市志波姫沼崎南沖４５２番地）

３　支部と地区社会福祉協議会（地区社協）

本会では、地域福祉を推進する組織として、合併前の旧町村を単位に支部、行政区を単位に地区社会福祉協議会を設置しております。

支部は、合併前の町村区域における地域住民及び関係機関並びに団体の連携のもと、住民主体の福祉コミュニティづくり及び地域福祉活動等の推進を目的として、次の事業を行います。

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会　支部設置規程より抜粋

第３条　支部は、目的を達成するため次の事業を行う。

（１）地域福祉活動を目的とする事業の企画・実施及び点検・評価

（２）地域福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）地域福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡及び調整

（４）地域福祉活動を行う個人・団体への支援及び協力

（５）地域福祉活動を担う人材の発掘

（６）会員加入推進及び共同募金運動への協力

（７）その他目的達成のために必要な事業

２　支部の小地域組織として、行政区を単位とする地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の育成及び指導を行う。

地区社会福祉協議会（地区社協）は、行政区を単位に地域住民及び関係機関並びに団体の連携のもと、住民主体の小地域福祉活動の推進を目的として、次の事業を行います。

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会　地区社会福祉協議会設置規程より抜粋

（１）小地域福祉活動の推進に関する事項

（２）小地域福祉活動の啓発及び人材の発掘に関する事項

（３）小地域福祉ネットワークに関する事項

（４）会員加入推進及び共同募金運動への協力

（５）その他目的達成のために必要な事項

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標１　　誰でも参加できる身近な地域づくり
基本計画１－１　地域福祉の醸成

住民主体となる地域づくりにおいて、「地域の福祉力」を醸成することは必要不可欠である。市民の地域福祉に関する理解を促し、小地域単位でのコミュニティづくりの充実や住民同士のつながり、多様な交流機会づくりを行っていくために、以下のとおり事業展開を図っていくものとする。

①福祉意識の醸成
②福祉教育等の推進
③多様な交流機会づくり

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画１－１－①　福祉意識の醸成

さまざまな広報活動や地域住民による交流活動を通じ、地域福祉活動の周知及び啓発を図り、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、福祉意識の醸成を図ることが必要であると捉えている。

【広報活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
社協だより発行（ぼらぼら通信発行）	○機関紙やホームページ等を利用し、地域福祉活動等を紹介	地域福祉に関する特集記事を組むなど広報紙等を利用し、地域福祉活動や支え合い活動の周知及び啓発を図る。 また、若い世代への地域福祉活動啓発のため、ホームページを有効に活用していく。
支所だより発行		
地域支え合い情報誌発行 生活支援体制整備事業 （第２層運営等業務） （栗原市受託事業）		
ホームページ更新		

【地域住民による活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動	○地域福祉活動を目的とする事業の企画・実施及び点検・評価 ○地域福祉に関する活動への住民参加のための援助	地域住民による交流活動を通じ、地域福祉活動の周知及び啓発を行い、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、福祉意識の醸成を図る。
地区社協活動	○小地域福祉活動の推進 ○小地域福祉活動の啓発	
生活支援体制整備事業 （第２層運営等業務） （栗原市受託事業）	○いつまでも住み慣れた地域でその人らしく暮らすための話し合い実施 ○地域における支え合い地域体制づくりの推進	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進及び意識啓発を図る。
地域支援事業	○世代間交流や見守り活動等の地域の支え合い活動の推進	世代間交流や見守り活動、障がい者と地域住民との交流等を通して「顔の見える関係」をつくり、誰もが住み慣れた地域で暮らせるように地域の支え合い活動の推進を図る。
しあわせな地域づくり事業		
ふれあいのつどい ～みんなでつながろう～	○障がい者と地域住民との交流	
技術養成ボランティアスクール	○地域活動で活かせるレクリェーションやコミュニケーション技術の研修を通して、地域で活躍できる人材の育成	
市民の福祉を考えるつどい	○研修を通した、さらなる地域福祉活動の推進	地域住民と社協等が連携・協働しながら地域福祉活動の周知及び啓発を行い、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、福祉意識の醸成を図る。
社会福祉功労者表彰式	○長年社会福祉の発展に尽力いただいた方々への表彰	

基本計画１－１－②　福祉教育等の推進

子どもの世代からの福祉教育や福祉学習に関わる活動を通して、福祉への理解を深め福祉意識の醸成を図る土壌づくりが必要であると捉えている。

【福祉教育】

事業名等	事業の概要	方針・目標
福祉教育推進事業	○市内の小学校、中学校、高等学校等を対象とした体験学習や福祉に関する作品募集	体験活動等を通して、福祉への理解を深める機会をつくり、「福祉の心・共助の心」を養う。
キャップハンディ体験学習		
「福祉活動に関する標語、ポスター、書道」作品募集事業		

基本計画１－１－③　多様な交流機会づくり

住民主体による幅広い世代の多様な交流の機会を通して、相互理解や活動への参加、協力を図ることが必要であると捉えている。

【地域住民による活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動	○地域福祉活動を目的とする事業の企画･実施及び点検・評価 ○地域福祉に関する活動への住民参加のための援助	地域住民による交流活動を通じ、地域福祉活動の周知及び啓発を行い、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、福祉意識の醸成を図る。
地区社協活動	○小地域福祉活動の推進 ○小地域福祉活動の啓発	

栗原市地域福祉計画より抜粋

［参考］

○栗原市地域福祉計画（栗原市策定）での施策の展開

項　目	内　　容
基本目標１	みんなでつくる支え合いの地域づくり
施策１－１	地域福祉の醸成
現況・課題	①市民の地域福祉に関する理解を促すこと。 ②幅広い世代の市民が交流する機会を増やし、支え合い、助け合い活動の担い手となるよう、地域福祉の醸成を図ること。 ③障害のある人や外国人等が、地域で安心して暮らし続けられるよう、相互理解を促進すること。
この施策でめざす取り組みと自身や地域が担う役割	【この施策でめざす取り組み】 地域福祉への関心や参加意識を高めるため、広報や学習機会、交流等を通じて地域福祉の醸成を図り、相互理解や活動参加への協力を促します。 【各自・地域が担う役割】 ①市民一人ひとりが地域福祉や地域でのできごとに関心を持ちましょう。 ②身近な地域での支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。 ③地域活動や世代間交流に参加し、「顔の見える関係」をつくりましょう。
施策の取り組み方針	施策１－１－１　福祉意識の醸成 ①広報紙等を通じた福祉意識の啓発 ②交流等を通じた福祉意識の醸成 ③学習機会を通じた福祉意識の醸成
	施策１－１－２　福祉教育等の推進 ①福祉教育の推進 ②心の教育の推進 ③人権・男女共同参画の啓発
	施策１－１－３　多様な交流機会づくり ①多世代による地域の行事やイベントの実施検討 ②サロン等を通じた交流機会 ③子育て家庭の交流

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標１　　誰でも参加できる身近な地域づくり
基本計画１－２　地域活動の推進

生活様式や価値観の多様化により、地域の行事や活動への関心を高めていくことが必要となっている。誰でも参加できる身近な地域づくりのために、活動の担い手と人材を育成し、地域における支え合い活動を推進していくために、以下のとおり事業展開を図っていくものとする。

①活動の担い手・団体の育成・支援
②地域における支え合い活動の推進
③健康・生きがい活動の推進

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画１－２－①　活動の担い手・団体の育成・支援

住民主体の地域福祉活動の推進を図るために、活動の担い手の育成、ボランティア活動の充実のための支援が必要であると捉えている。

【担い手の育成支援】

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動 地区社協活動	○支部委員や地区社協を対象とした地域福祉活動の推進を図るための研修会の開催	「誰もが安心してしあわせに暮らせる地域づくり」を目指し、住民主体の福祉コミュニティづくり及び地域福祉活動等の推進を図る担い手と人材を育成する。
技術養成ボランティアスクール	○地域活動で活かせるレクリエーションやコミュニケーション技術の研修を通して、地域で活躍できる人材の育成	誰でも参加できる「身近な地域づくり」のために、ボランティアの育成、活動のきっかけづくりに取り組む。

【ボランティア活動の支援】

事業名等	事業の概要	方針・目標
ボランティアセンター運営	○ボランティアの相談・登録・斡旋 ○ボランティアセンターの事業等を通し、ボランティア活動の啓発、普及	ボランティア活動を通して、「顔の見える関係」をつくり、誰もが住み慣れた地域で暮らせるように地域の支え合い活動の推進を図る。 また、誰でも参加できる身近な地域づくりのために、ボランティアセンター運営委員会の充実、情報提供・発信、関係機関・団体との連携強化を図る。
くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト	○ひまわりの植栽等を通して、誰でも参加できる「身近な地域づくり」の推進 ○ボランティア活動の場の提供及び活動のきっかけづくり	

基本計画１－２－②　地域における支え合い活動の推進

地域における支え合い活動では、地域の人材、歴史等のさまざまな情報を知り、「顔の見える関係」をつくり、地域のつながりを深めることが必要であると捉えている。

【地域住民による活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動	○地域福祉活動を行う個人･団体への支援及び協力 ○会員加入推進及び共同募金運動への協力	地域における「顔の見える関係」をつくり、地域のつながりを深める。また、地域福祉の財源である会員会費や共同募金への理解を高める。
地区社協活動	○地域福祉活動を行う個人･団体への支援及び協力 ○会員加入推進及び共同募金運動への協力	地域における「顔の見える関係」をつくり、地域のつながりを深める。また、地域福祉の財源である会員会費や共同募金への理解を高める。
生活支援体制整備事業 （第２層運営等業務） （栗原市受託事業）	○いつまでも住み慣れた地域でその人らしく暮らすための話し合い実施 ○地域における支え合い地域体制づくりの推進	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を図る。

事業名等	事業の概要	方針・目標
地域支援事業	○世代間交流や見守り活動等の地域の支え合い活動の推進	世代間交流や見守り活動、障がい者と地域住民との交流等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らせるように地域の支え合い活動の推進を図る。
福祉防災まっぷ作成事業	○行政区を対象に、地域住民の話し合いのもとで、福祉防災まっぷを作成 ○フォローアップ事業として、既に作成した福祉防災まっぷの更新	全ての行政区で「福祉防災まっぷ作成」に取り組み、「顔の見える関係」をつくり、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう地域の支え合い活動の推進を図る。

基本計画１－２－③　健康・生きがい活動の推進

住民主体の活動と、地区社協・各団体が行う活動を通して、健康の維持・増進と生きがい活動の推進を図ることが必要であると捉えている。

【地域住民による活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動	○地域福祉活動を目的とする事業の企画･実施及び点検・評価 ○地域福祉に関する活動への住民参加のための援助	地域住民による交流活動を通じ、健康の維持・増進と生きがい活動の推進を図る。
地区社協活動	○小地域福祉活動の推進	地域住民による交流活動を通じ、健康の維持・増進と生きがい活動の推進を図る。

【職員出前講座事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
職員出前講座事業	○地区社協や各団体が行う事業へ職員を派遣し、健康体操や介護予防の講話などを実施	住民の交流活動の効果的な運営支援と、健康・生きがい活動の推進並びに栗原市社会福祉協議会の活動への理解を図る。

栗原市地域福祉計画より抜粋

［参考］

○栗原市地域福祉計画（栗原市策定）での施策の展開

項　目	内　　容
基本目標１	みんなでつくる支え合いの地域づくり
施策１－２	地域活動の推進
現況・課題	①生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動への参加意識が低くなっており、地域社会の行事や活動への参加について関心を高めていくことが課題となっている。 ②地域の活動団体が活発に取り組みを行うために、場所や活動の支援を行うとともに、活動をけん引する人材の育成が求められる。
この施策でめざす取り組みと自身や地域が担う役割	【この施策でめざす取り組み】 ①地域福祉活動を実践する人材や団体の育成・支援に取り組みます。 ②“近助”の関係づくりに向けて、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。 ③地域貢献や生きがいづくり、就労等を通じて、心身ともに健康維持につながる取り組みを進めます。 【各自・地域が担う役割】 ①自らの意志や意欲を持って、健康づくりや生涯学習、スポーツ、就労等に取り組みましょう。 ②活発な地域福祉活動につながるよう、人材の育成や他団体と連携した活動を通じて“近助”の関係づくりに取り組みましょう。 ③地域での支え合い、助け合い活動を通じて、課題解決につながる方法について検討していきましょう。
施策の取り組み方針	施策１－２－１　活動の担い手・団体の育成・支援 ①地域の人材の確保・育成 ②福祉活動団体・ＮＰＯの育成 ③認知症サポーターの養成 ④当事者団体・在宅介護を行う家族等への支援 ⑤老人クラブへの支援
	施策１－２－２　地域における支え合い活動の推進 ①身近な地域の支え合い“近助”の関係づくり ②地域福祉活動の場の確保 ③関係組織・団体間の連携強化
	施策１－２－３　健康・生きがい活動の推進 ①地域福祉活動・生きがいづくり等への参加促進 ②健康・介護予防の推進 ③自立を支える働く場づくり

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標２　　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり
基本計画２－１　利用しやすい環境づくり

誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、必要な人へ、必要な福祉に関する情報の提供を行うことが大切であり、年齢や障がいの有無に関わらず、住民が持つさまざまな福祉課題に対して、適切なサービスの利用につなげていく体制の充実・強化のため、以下のとおりの事業展開を図っていくものとする。

①情報提供体制の充実
②相談体制の強化

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画２－１－①　情報提供体制の充実

さまざまな伝達手段を活用した広報活動の充実に取り組むことにより、多くの住民に情報の提供を行い、地域福祉活動やボランティア活動の活発化につなげることが必要であると捉えている。

【広報活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
社協だより発行（ぼらぼら通信発行）	○機関紙やホームページ等を利用し、地域福祉活動等を紹介	地域福祉に関する特集記事を組むなど広報紙等を利用し、地域福祉活動や支え合い活動の周知及び啓発を図る。 また、若い世代への地域福祉活動啓発のため、ホームページを有効に活用していく。
支所だより発行		
地域支え合い情報誌発行 生活支援体制整備事業 （第２層運営等業務） （栗原市受託事業）		
ホームページ更新		
朗読テープ貸出	○視覚に障がいを持っている人に対し、栗原市や栗原市議会、本会が発行する広報紙等をカセットテープ及びＣＤに録音し貸出	利用者の立場に立った方法で地域の情報提供を行い、情報のバリアフリー化を図る。
地域福祉活動啓発ＤＶＤ作成・配布	○支部や地区社協の活動をまとめたＤＶＤを作成し地域へ配布	ＤＶＤを通して、各地域での地域福祉活動等を情報提供し、活動の啓発を図る。

事業名等	事業の概要	方針・目標
ボランティアセンター運営	○ボランティアの相談・登録・斡旋 ○ボランティアセンターの事業等を通し、ボランティア活動の啓発、普及	機関紙やホームページを利用して、団体や地域での活動、ボランティア活動メニューなどを周知し、ボランティア活動したい人とボランティアに手伝って欲しい人を円滑につなげられる仕組みづくりに取り組む。

基本計画２－１－②　相談体制の強化

住民が抱える福祉課題に対し、早期に解決できるよう「身近な相談窓口」を設置し、適切なサービスや専門機関につなげていく総合相談体制の強化が必要と捉えている。

【総合相談事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
総合相談事業	○日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行い、市民の福祉の増進を図る。	多様化・複合化している相談に対し、総合的な支援ができる体制づくりに取り組む。 また、誰もが気軽に相談できるよう、電話や巡回での相談の機会を設け、早期解決につなげられるよう支援する。 専門的な相談について、的確に専門機関につなげられるよう他関係機関と連携を強化する。

［参考］

○栗原市地域福祉計画（栗原市策定）での施策の展開

項　目	内　　容
基本目標２	利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり
基本計画２－１	利用しやすい環境づくり
現況・課題	①誰もが必要な情報を得られるよう、多様な手段で情報発信や情報提供をするなどの配慮が必要です。 ②市民の抱える様々な困りごとや課題を早期に発見し、適切に対応できるような情報提供とともに地域のなかでの身近な相談から総合的・専門的な相談まで、ニーズに対応した相談支援体制の強化が求められます。
この施策でめざす取り組みと自身や地域が担う役割	【この施策でめざす取り組み】 ①地域の情報や福祉に関する情報が必要な市民に届くよう、情報提供・広報の手段の充実を図ります。 ②地域生活における様々な相談を通じて、必要なサービスの利用や支援へつなぐことのできる相談体制の強化に取り組みます。 【各自・地域が担う役割】 ①様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を入手しましょう。 ②不安や悩みがある場合や福祉サービスの利用等についてわからないことは、相談窓口や民生委員・児童委員等に相談しましょう。 ③市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援につなげましょう。
施策の取り組み方針	施策２－１－１　情報提供体制の充実 ①情報提供・広報手段の充実 ②利用者の立場に立った情報提供 ③身近な地域での情報提供の検討 ④地域福祉活動情報の発信 ⑤ボランティアセンターの充実
	施策２－１－２　相談体制の強化 ①総合的な相談支援体制の充実 ②相談窓口間の連携による情報提供 ③身近な地域での相談支援の充実 ④民生委員・児童委員等の訪問活動の促進

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標２　　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり
基本計画２－２　自立に向けたサービス利用等の推進

少子高齢化など環境の変化により、住民の生活スタイルは大きく様変わりし、住民や地域が抱える福祉課題も多様化・複雑化している。問題解決のためには、幅広い分野での連携が必要であり、円滑なサービス利用の支援と包括的な支援を行うため、以下のとおりの事業展開を図っていくものとする。

①円滑なサービス利用・提供支援
②権利擁護の利用促進
③地域での自立支援の推進

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画２－２－①　円滑なサービス利用・提供支援

誰もが気軽に相談できるような「身近な相談窓口」かつ専門機関への「紹介の窓口」の体制づくりを進めるため、窓口となる総合相談事業相談員並びに職員の資質向上を図ることが必要であると捉えている。

【総合相談事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
総合相談事業	○日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行い、市民の福祉の増進を図る。	多様化・複合化している相談に対し、総合的な支援ができる体制づくりに取り組む。 また、誰もが気軽に相談できるよう、電話や巡回での相談の機会を設け、早期解決につなげられるよう支援する。 専門的な相談について、的確に専門機関につなげられるよう他関係機関と連携を強化する。
相談員研修会	○住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、適切な助言指導を行い、必要な支援へつないでいくための相談員等の研修会	市民のさまざまな課題や相談に対し、迅速かつ的確に解決につなげられるよう、総合相談事業相談員並びに職員の知識向上を図る。

基本計画２－２－②　権利擁護の利用促進

要援護者や権利擁護の必要な住民の早期発見を行うため、地域での見守り活動やお茶っこ会の開催を支援する。また、必要な方には制度の紹介を行い、適切なサービス利用につなげる支援が必要であると捉えている。

【地域住民による活動】

事業名等	事業の概要	方針・目標
地区社協活動	○小地域福祉ネットワークに関する事業 ・お茶っこ会 ・安否確認事業	要援護者や権利擁護の必要な住民を早期に発見し、適切なサービス利用につなげるよう支援する。

【日常生活自立支援事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
栗原地域福祉サポートセンター（まもりーぶ栗原） （県社協受託事業）	○判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害、精神障害等）と契約し、福祉サービス利用に関する援助等を行う。	機関紙やホームページ等を通じて事業を周知するとともに、必要な方へ適切なサービスが提供できるよう関係機関等と連携する。

基本計画２－２－③　地域での自立支援の推進

住民が地域で安心していきいきと暮らしていくため、特に生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援、高齢者・障がいのある人に対する自立支援が必要であると捉えている。

【総合相談事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
総合相談事業	○日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行い、市民の福祉の増進を図る。	多様化・複合化している相談に対し、総合的な支援ができる体制づくりに取り組む。 また、誰もが気軽に相談できるよう、電話や巡回での相談の機会を設け、早期解決につなげられるよう支援する。 専門的な相談について、的確に専門機関につなげられるよう他関係機関と連携を強化する。

事業名等	事業の概要	方針・目標
相談員研修会	○住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での自立支援の促進のため、適切な助言指導を行い、必要な支援へつないでいくための相談員等の研修会	市民のさまざまな課題や相談に対し、迅速かつ的確に解決につなげられるよう、総合相談事業相談員並びに職員の知識向上を図る。

【貸付事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
生活福祉資金貸付 （県社協受託）	○低所得世帯、障害者のいる世帯、高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。	県社協や栗原市福祉事務所、生活困窮者自立支援法に基づく関係機関等と連携し、包括的な相談支援を継続的に行うことにより経済的自立の促進を図る。
生活安定資金貸付	○低所得世帯に対し、必要な生活資金の貸付を行い、その世帯の自立更生を援助し、生活の安定を図る。	
応急援護資金貸付	○生活保護申請中の世帯に対し、小口の資金の貸付と必要な指導援護を行うことにより、保護の可否が決定されるまでの間の生計を補う。	

【介護保険事業、障害福祉サービス事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
介護保険事業 障害福祉サービス事業	○介護保険事業 ・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業 ○障害福祉サービス事業 ・居宅介護事業 ・生活介護事業 ・共同生活援助事業 ・障害者・障害児相談支援事業	高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるようサービスを提供するとともに、地域ケア会議等に参加し地域住民や関係機関との連携を図る。

［参考］

○栗原市地域福祉計画（栗原市策定）での施策の展開

項　目	内　　容
基本目標２	利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり
基本計画２－２	自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進
現況・課題	①円滑なサービス利用を支援するとともに、福祉サービスに関する苦情に対応し、サービスの質の向上を図る必要があります。 ②生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳を侵されることがないよう防止に取り組んでいく必要があります。 ③虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、民生委員・児童委員や児童相談所等の関係機関との連携を密にした対応が求められます。 ④市民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要となっています。 ⑤認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度の利用者は増加が予想され、成年後見制度への需要の増大が見込まれます。
この施策でめざす取り組みと自身や地域が担う役割	【この施策でめざす取り組み】 ①市民が自らの生活のあり方を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、必要なサービスの質・量の確保に努めます。 ②市民一人ひとりの人権を尊重し、虐待防止とともに、早期発見、解決に取り組みます。 ③生活困窮者をはじめ、誰もが自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援に取り組みます。 【各自・地域が担う役割】 ①自らの暮らし方や支援を選択し、自立した生活を送りましょう。 ②不安や悩みは、一人で悩まずに積極的に相談するよう心掛けましょう。 ③隣近所で異変に気づいたら、関係機関へ相談、連絡・通報しましょう。 ④ふだんから、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。 ⑤支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。
施策の取り組み方針	施策２－２－１　円滑なサービス利用・提供支援 ①サービスや支援の必要な対象者の把握 ②福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討 ③サービスの質の向上 ④苦情解決体制の充実
	施策２－２－２　権利擁護・虐待対策の推進 ①権利擁護・成年後見に関する制度の周知と利用促進 ②認知症対策の推進 ③見守り等による要援護者早期発見・通報体制の強化 ④関係機関との連携強化 ⑤成年後見人等担い手の養成と支援
	施策２－２－３　地域での自立支援の推進 ①生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援 ②高齢者への自立支援 ③障害のある人への自立支援

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標３　　安心して暮らせる福祉のまちづくり
基本計画３－１　小地域でのコミュニティづくりの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携の強化と小地域でのネットワークを充実し、さまざまな活動主体がつながることで、安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、以下のとおり事業展開を図っていくものとする。

①保健・医療・介護・福祉の連携強化
②地域福祉ネットワークの充実

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画３－１－①　保健・医療・介護・福祉の連携強化

関係機関がしっかりと連携を組み、情報を共有し対応することで、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することが必要であると捉えている。

【保健・医療・介護・福祉の連携強化】

事業名等	事業の概要	方針・目標
保健・医療・介護・福祉の連携強化	○さまざまな団体･機関等と連携し、相互の情報提供・共有に努め、一人暮らし高齢者及び要支援者などの把握、支援を行う。	さまざまな団体・機関等と連携し、多様化・複雑化する生活や福祉に関する課題を早期発見し、一人ひとりの住民が地域での支え合いの中で行う生活支援と併せた、地域包括ケアシステムの構築に向けた重層的な支援に取り組む。

基本計画３－１－②　地域福祉ネットワークの充実

保健・医療・介護・福祉の関係機関が連携するだけでなく、小地域での住民同士のネットワークづくりにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することが必要であると捉えている。

【地域福祉ネットワークの充実】

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動	○地域福祉に関する活動への住民参加のための援助 ○地域福祉活動を行う個人･団体への支援及び協力	小地域での住民同士のネットワークづくりにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に取り組み、支部単位に住民ニーズを把握し、地域支援の在り方を検討した活動を通して、地域福祉推進の啓発を図る。
地区社協活動	○小地域福祉ネットワークに関する事業 ・お茶っこ会 ・安否確認事業 ・世代間交流事業 ・介護予防・健康増進事業	小地域での住民同士のネットワークづくりにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に取り組み、また、既存の事業を活用し、住民がいきいきと暮らせるよう、集いの場を活かしての介護予防や、健康増進に取組む。
生活支援体制整備事業 （第２層運営等業務） （栗原市受託事業）	○地域包括ケアシステム構築に向けた取組み	旧町村単位に配置された、生活支援コーディネーターが見つけた、住民主体の支え合いを可視化することで、事業の理解を図り、地域課題を「我が事」として捉え、既にある支部活動、地区社協活動と、医療・介護等の機関との連携を重要視し、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組む。
福祉防災まっぷ作成事業	○行政区を対象に､地域住民の話し合いのもとで､防災まっぷを作成 ○フォローアップ事業として､既に作成した防災まっぷの更新	全ての行政区で「福祉防災まっぷ作成」に取り組み､「顔の見える関係」をつくり、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう地域の支え合い活動の推進を図る。

［参考］

○栗原市地域福祉計画（栗原市策定）での施策の展開

項　目	内　　容
基本目標３	自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり
基本計画３－１	保健・医療・介護・福祉の連携
現況・課題	①誰もが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して、いきいきと暮らせるよう、健康増進から疾病の予防、治療、介護サービスなど、保健から医療さらには福祉に至るサービスを切れ目なく提供される包括的な地域ケア体制の構築が求められています。 ②市民生活の中で求められる支援やサービスは様々であり、制度によるサービスでは対応が困難な方や福祉サービスの利用に自らつながることのできない方への対応も必要となっており、地域における支え合いがこれまで以上に求められています。 ③今後は公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供し、制度の狭間にある課題解決に取り組んでいくために、多様な主体との連携が必要となります。
この施策でめざす取り組みと自身や地域が担う役割	【この施策でめざす取り組み】 ①支援が必要な人に早期に気づき、確実に支援につながるよう、保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による、継続的、重層的な支援に取り組みます。 ②地域社会で支える地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進します。 【各自・地域が担う役割】 ①一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。 ②地域福祉活動で得た様々な福祉課題を関係機関等につなぎましょう。
施策の取り組み方針	施策３－１－１　保健・医療・介護・福祉の連携 ①保健・医療・介護・福祉の連携 ②保健・医療・介護・福祉環境の整備
	施策３－１－２　ケアマネジメントの充実 ①福祉ネットワークの構築 ②地域でできる支援メニューの検討 ③包括的な支援体制の構築

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標３　　安心して暮らせる福祉のまちづくり
基本計画３－２　安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政機関や関係機関との連携を図り、普段から地域で協力し合う「助け合い、支え合い」の仕組みづくりを強化し、地域住民の安全意識の高揚と見守り活動の充実を目指し、以下のとおり事業展開を図っていくものとする。

福祉環境（防災・防犯・生活安全対策推進等）の整備

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

【安心して暮らせる福祉のまちづくりに関する取組み】

事業名等	事業の概要	方針・目標
福祉防災まっぷ作成事業	○行政区を対象に、地域住民の話し合いのもとで、福祉防災まっぷを作成 ○フォローアップ事業として、既に作成した防災まっぷの更新	全ての行政区で「福祉防災まっぷ作成」に取り組み、「顔の見える関係」をつくり、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう地域の支え合い活動の推進を図る。
防災減災学習事業 （東北福祉大学との共催事業）	○楽しみながら、防災・減災と災害時に身を守る方法について学ぶ	度重なる災害の経験から、多くの小学生に体験の機会が持てるように進める。
災害ボランティア研修会	○災害、ボランティア、防災・減災に関する研修会	災害や災害時のボランティア活動に関する研修会を行い、防災・減災、そして助けあいの取り組みを推進する。
災害ボランティアセンター設置運営訓練	○2008年6月14日発災の岩手･宮城内陸地震を期に栗原市総合防災訓練の中で位置づけして実施	岩手・宮城内陸地震の経験を風化させず、いつ発生するかもしれない災害に備え、災害ボランティアセンターの設置を円滑に行えるよう取り組む。

事業名等	事業の概要	方針・目標
支部活動（つどい・交流・見守り・安否確認）	○地域福祉活動を目的とする事業の企画･実施及び点検・評価 ○地域福祉に関する活動への住民参加のための推進	感染対策と地域活動による支え合い機能の維持を両立するため、感染対策を講じた事業実施に努める。
地区社協活動（お茶っこ会・見守り・安否確認）	○小地域福祉活動の推進及び啓発	感染対策と地域活動による支え合い機能の維持を両立するため、感染対策を講じた事業実施に努める。

［参考］

○栗原市地域福祉計画（栗原市策定）での施策の展開

項　目	内　　容
基本目標３	自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり
基本計画３－２	安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進
現況・課題	①誰もが自由に移動ができる、安全安心で暮らしやすい生活環境が形成されていることは、地域福祉を推進するうえで重要であり、誰もが安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりが求められます。 ②近年の台風や大雨、地震等の大規模な自然災害の発生により、地域における支え合い、助け合いの重要性が認識され、避難行動要支援者の把握等、災害時の支援に向けた総合的な避難支援体制づくりを強化する必要があります。 ③新型コロナウイルス感染症は、家庭・地域・職場・などの日常生活に、様々な影響を及ぼしており、交流機会の自粛や制限などの活動の機会が減少する中においても、地域活動による支え合い機能を維持していくことが必要です。 ④子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加するなか、日ごろから様々な活動を通して防犯や交通安全活動を進める必要があります。 ⑤過去に犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である障害や依存症があるなどの問題をかかえていることから、円滑な社会復帰に向けた支援を行う必要があります。
この施策でめざす取り組みと自身や地域が担う役割	【この施策でめざす取り組み】 ①誰もが自由に外出や移動ができるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害のある人をはじめ、市民の移動手段の確保に努めます。 ②ふだんから地域で協力し合い、避難支援や必要な支援体制を整え、地域の防災力の向上に努めます。 ③様々な活動を通じて地域の安全意識を高め、防犯・生活安全対策を推進します。 ④感染対策と地域活動による支え合い機能の維持を両立するため、感染対策を講じた事業の実施に努めます。 【各自・地域が担う役割】 ①日ごろから防災用品・避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。 ②地域で危険個所を発見したら、市や関係機関に連絡しましょう。 ③自身や身近な人を感染症から守るため、新しい生活様式を実践しましょう。 ④災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。 ⑤地域の防災訓練や防犯、交通安全活動に参加しましょう。 ⑥再犯防止に向け、立ち直りを支える地域づくりを心がけましょう。 ⑦地域活動を実施する際は、感染対策を講じた上での実施を心がけましょう。
施策の取り組み方針	施策３－２－１　福祉環境の整備 ①生活空間のバリアフリー化の推進　②公共交通、移動支援の検討 ③市民のモラルやマナーの向上
	施策３－２－２　防災・防犯・生活安全対策の推進 ①防犯意識の向上　　②避難行動要支援者台帳の整備 ③地域防災訓練の実施及び避難所での支援の検討　　④防犯活動の推進 ⑤交通安全に関する活動の推進　　⑥消費者被害の防止
	施策３－３－３　再犯防止の推進 ①宮城県再犯防止推進計画の推進 ②孤立のない地域づくり活動の推進 ③保護司との連携強化及び活動支援 ④民間協力者や関係機関・団体等との連携 ⑤再犯防止に関する周知啓発

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標４　　地域福祉推進のための基盤づくり
基本計画４－１　関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進

社会福祉協議会が中心となって実施する事務事業は、地域福祉の推進を目指すものであり、その実現を図るためには、地域住民、民間福祉団体、事業者、そして行政がどのように連携協働しながら地域力を高めていくのかである。相互の連携による目標達成への協働活動について、以下のとおりの事業展開を図っていくものとする。

①行政、福祉団体等との連携強化
②支部、地区社会福祉協議会への活動支援
③ボランティア活動の活性化と人材の育成

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画４－１－①　行政、福祉団体との連携強化

住民の自主的・主体的な参加のもとに「住民参加型の福祉社会づくり」のための活動で最も大切なものは、各連携団体等のこれまでにも増した信頼関係の構築にあるものと捉えている。

【信頼関係の構築】

事業名等	事業の概要	方針・目標
地域住民との意見交換会 ・推進委員合同会議 ・地域密着型通所介護運営推進会議 ・地域支え合い推進会議 （生活支援体制整備事業第２層運営等業務）	○情報交換や福祉課題の共有 ○地域福祉の状況の把握と改善 ○地域ニーズの把握と手法対策 ○社協事業･地域事業への分割 ○福祉情報の提供及び周知	左記に記載した事業等を展開しながら、地域における福祉課題についての学習を実践し、地域福祉推進に向けての目標や取り組みの方向性を明らかにしながら、各団体間の信頼を深めることにより連携強化に努める。
行政との連絡調整会議	○各種データの把握と支援策検討 ○地域福祉事業への取り組みへの共通理解	

基本計画４－１－②　支部、地区社会福祉協議会への活動支援

現在の社会福祉協議会の組織体系から、支部並びに地区社会福祉協議会の活動は重要な位置付けとなっている。このような実態から、活動を通してそれぞれの基本事業の展開と位置付けの明確化が必要と考えている。

継続的な活動が行えるよう、活動に関する支援がこれまで以上に求められている。

【活動支援の推進】

<table>
<tr><th>事業名等</th><th>事業の概要</th><th>方針・目標</th></tr>
<tr><td>支部長会議
地区社協会長会議</td><td>○各地区の福祉課題についての懇談
○各地区の福祉課題の把握
○福祉に関する学習の場の提供
○福祉ニーズの掘り起こし</td><td rowspan="2">地域の住民や関係機関・諸団体との共通理解を得て、小地域活動への取り組みやその支援を充実させる。
また、地域福祉活動を実践する支援に取り組むとともに、支えあいの仕組みづくりに取り組む。</td></tr>
<tr><td>福祉ニーズ調査活動</td><td>○地域における福祉の状況把握とその改善策を見出す</td></tr>
<tr><td>支部活動費交付事業</td><td>○支部活動費に対する助成</td><td>支部設置規程第３条に基づく各事業の円滑な実施による目的達成に資するための交付。</td></tr>
<tr><td>地域支援事業活動費交付事業</td><td>○地域の実情に応じた事業に対する助成</td><td>支部で実施する地域福祉事業及び在宅福祉事業の地域支援事業活動費として交付。</td></tr>
<tr><td>地区社協活動費交付事業</td><td>○住民主体の小地域福祉活動に対する助成</td><td>地区社協で実施する活動費に対する助成。</td></tr>
</table>

※令和３年度交付実績

・支部活動費　　：前年度会費総額の 6%、基本額 85,000 円、会費構成比率により算出

・地域支援事業活動費：歳末たすけあい募金総額の 53%、基本額 150,000 円、世帯数の構成比率により算出

・地区社協活動費　　：活動費総額は、前年度会費総額の 44%を上限とする。
活動費は当該行政区の前年度会費総額の 40%を交付。（交付最低額 28,800 円）

基本計画４－１－③　ボランティア活動の活性化と人材の育成

近年、特にボランティア活動への関心が高くなっており、その活動への取り組みも様変わりしてきているように感じる。このような状況からボランティアセンターの存在を幅広く周知し、ボランティア活動に対する理解を深めることが重要と捉えている。

【活性化と担い手育成】

<table>
<tr><th>事業名等</th><th>事業の概要</th><th>方針・目標</th></tr>
<tr><td>ボランティアセンター運営委員会</td><td>○ボランティアセンターの位置付けの再構築
○充実強化への取り組み
○広報活動の実施</td><td rowspan="4">地域で活動するボランティアを把握し、地域福祉活動の幅を広げ、地域の中でボランティアが活動できる場の創設。
ボランティア活動についての話し合いの機会をつくり、理解を深め、地域における福祉活動やボランティア活動の把握と情報発信に努める。
必要な人が必要な時に必要なボランティアを活用できるような円滑な利用の仕組みづくりに取り組む。</td></tr>
<tr><td>ボランティア研修会
災害ボランティアセンター設置運営訓練</td><td>○支援する絆を深め、支援のための人材確保や体制の整備</td></tr>
<tr><td>ボランティア交流会</td><td>○活動している団体・個人の体験発表
○仲間づくりとしての活動推進</td></tr>
<tr><td>しあわせな地域づくり事業</td><td>○世代間交流や見守り活動等の支え合い活動の推進</td></tr>
</table>

【栗原市地域福祉活動計画での取り組み】

基本目標４　　地域福祉推進のための基盤づくり
基本計画４－２　自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化

会員会費や共同募金、介護保険事業収入等の減少の中、地域福祉事業を広く展開するためには、効果的・効率的な事業運営を行い、自主財源の確保と地域福祉ニーズに即した組織構築や人材育成を行っていくことが重要であり、以下のとおり事業展開を図っていくものとする。

①自主財源の確保
②経営改革と組織体制の強化

これらの基本計画に取り組むにあたっての具体的な推進項目は次のとおりとする。

基本計画４－２－①　自主財源の確保

社会福祉協議会の自主財源の根幹となる会員加入の推進や共同募金への理解を得るとともに、事業運営のための人件費の確保や、介護保険事業等の安定化を図るための改革改善が必要であると捉えている。

【会員加入、共同募金運動の推進】

事業名等	事業の概要	方針・目標
会員加入推進	○広報紙や推進委員研修会を通して、社会福祉協議会の活動への理解と会員加入を推進	地域福祉活動のための財源であることの理解を得て、個人及び企業や団体等の会員加入、特に特別会員、賛助会員への加入推進に取り組む。 また、若い世代へは、福祉教育の場やホームページ等を活用し、地域福祉活動への理解を高め、会員加入に努める。 共同募金運動においては、募金箱型自動販売機（ハートフルベンダー）の設置数増大に取り組む。
共同募金運動	○広報紙や奉仕委員会議を通して、共同募金への理解や募金運動への協力を推進	

【補助金、受託金の確保】

事業名等	事業の概要	方針・目標
市補助金	○人件費及び地域福祉推進事業に要する経費の安定的確保	栗原市と両輪になり福祉のまちづくりを目指すためにも、人材の確保が必要であり、それに伴う人件費の確保に努める。 また、市民が必要とする充実した地域福祉推進事業を提供するためにも、市補助金等の財源確保に取り組む。
受託事業	○受託事業 ・指定管理運営業務 ・放課後児童クラブ運営業務 ・高齢者生きがい活動支援通所事業 ・生活支援体制整備事業(第2層運営等業務) ・日常生活自立支援事業 ・地域包括支援センター運営業務 ・要介護要支援認定調査業務	

【介護保険事業、障害福祉サービス事業】

事業名等	事業の概要	方針・目標
介護保険事業 障害福祉サービス事業	○介護保険事業 ・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業 ○障害福祉サービス事業 ・居宅介護事業 ・生活介護事業 ・共同生活援助事業 ・障害者・障害児相談支援事業	介護保険事業・障害福祉サービス事業の収入増に向け、他事業所との連携を図り、更なる利用者確保に努める。 また、障害児への相談支援に範囲を拡大し、障害福祉サービス事業の充実を図る。

基本計画４－２－②　経営改革と組織体制の強化

介護保険事業収入等の減少に伴う経営改革と事業規模に応じた人員体制、計画的な事業実施を行うための組織管理の確立、地域福祉を担える人材の育成を図ることが重要であると捉える。

【経営改革と組織体制の強化】

事業名等	事業の概要	方針・目標
役職員等研修会	○役員・評議員との連携強化と組織の活性化を目的とした研修会	役職員等が一丸となり計画的な事業実施と組織管理の確立、地域福祉を担える人材の育成を図る。
職員研修 所内研修	○職員の専門性の向上と意識改革	外部研修や資格取得のための研修に積極的に参加し、得た知識を他の職員に伝達講習することにより、職員の資質向上に努める。また、専門知識のある職員が各地域で出前講座を行うことにより、地域の状況把握も兼ねることで、自己研鑽に努める。
資格取得	○研修会及び講習会等への出席	
栗原市共同募金委員会	○連携強化対策	栗原市共同募金推進計画を策定し、募金活動へ対する理解を深め、募金目標額の達成に向け推進を図る。

第５章

計画の推進に向けて

１　今後の推進体制

地域の多様な生活課題や福祉ニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と連携していかなければなりません。

地域福祉活動における社協の役割は、地域住民、民間福祉団体、事業者等の参加・協働を促進しながら、地域住民の立場で、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる「福祉のまちづくり」の実現を進めるための「地域福祉の推進役」を担うものです。

本会では、地域福祉を推進する役割を担う組織として、地域福祉活動計画に基づく取り組みを継続的かつ効果的に実施するための体制構築と進行管理・評価を行いながら、本活動計画の牽引役として、地域福祉の推進に努めます。

２　栗原市との協働及び連携の強化

地域福祉の理念は住民主体であるとはいえ、行政が地域住民の健康で文化的な生活を保障する役割と機能は非常に大きなものです。

社協と行政では、これまでも密接に連携しながら地域福祉の推進に努めてきましたが、今後は、更なる連携の強化と福祉ニーズに関する問題意識の共有を図り、地域福祉の推進を担う両輪として、協働による地域福祉の推進に努めます。

３　関係機関や各種福祉団体等との連携

地域福祉推進のためには、行政機関、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者やＮＰＯ法人などの多岐にわたる関係機関との連携や協力は欠かすことはできません。

今後も、地域福祉の推進に向けて、関係機関や各種福祉団体との連携・協力に努めます。

図表　互いに支え合う地域づくりのイメージ（栗原市地域福祉計画より転載）

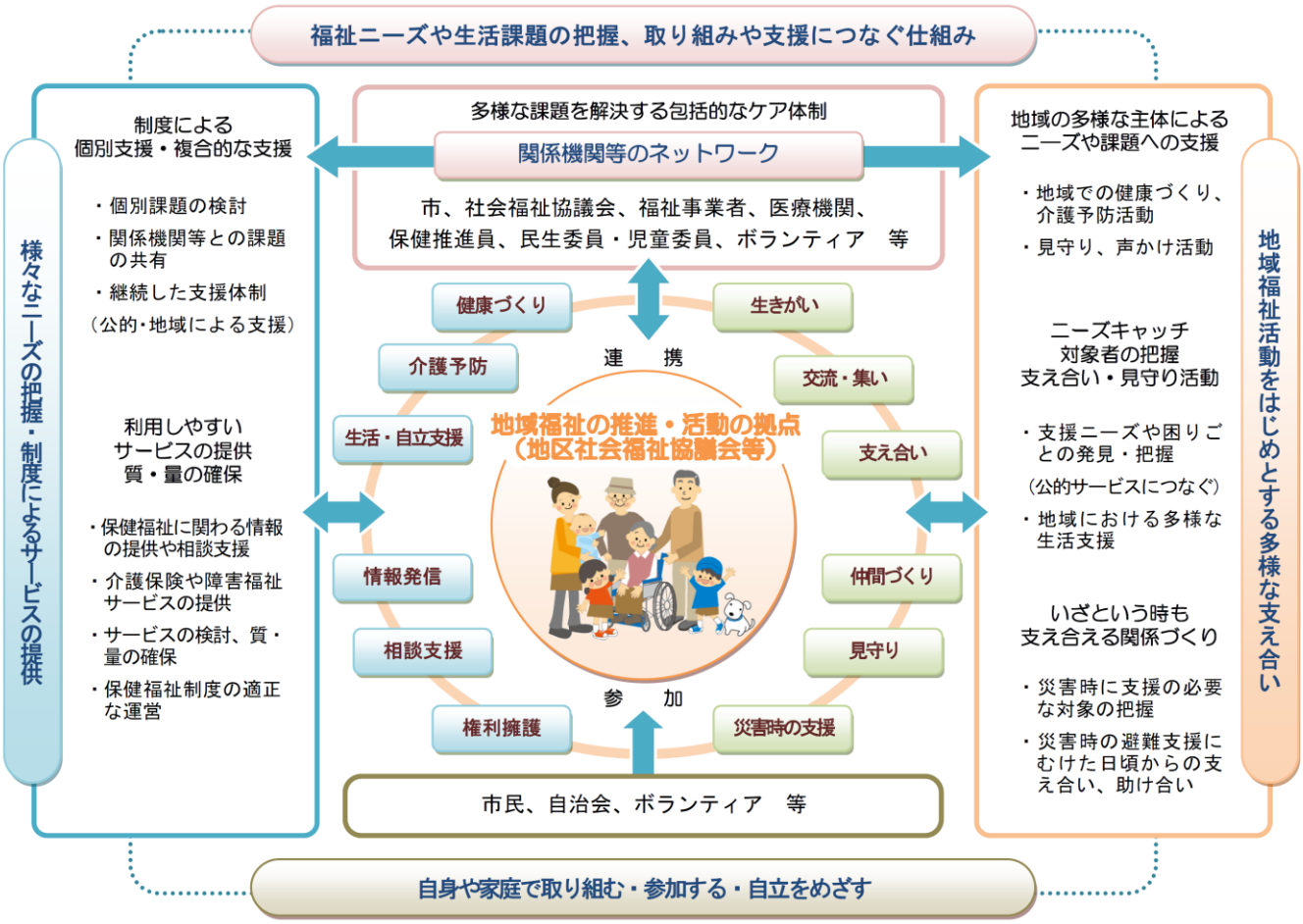

資　料　編

栗原市地域福祉活動計画〔第３期〕

平成２９年４月～令和４年３月

実績・評価報告書

栗原市地域福祉活動計画【第３期】全体総括

第３期計画の期間中（平成２９年度から令和３年度）、実に２年以上が新型コロナウイルス感染症の期間と重なり、本会の活動はもとより、支部活動、地区社協活動、ボランティア団体等の活動も大きな制約を受け、活動の中止、自粛、縮小が余儀なくされました。

このことは、組織の活動のみならず、個人の行動や生活様式にも大きな影響を及ぼし、「after コロナ」後も、以前のとおりの活動が実施できるか不透明ですが、次の「第４期計画」に「この２年間の空白」をどのように埋めて、どのように次につなげていくかが大きな課題になっているものと考えます。

以下、この５年間の本会の取組みについて、総括とします。

１　新型コロナウイルス感染症による本会への影響について

(1)　災害関連事業の中止

令和２年度・３年度の栗原市総合防災訓練の中止により、本会においても次の事業を実施することができなかった。

①　防災減災学習事業

②　災害ボランティアセンター研修会

③　災害ボランティアセンター設置運営訓練

(2)　特例貸付の増大

新型コロナウイルス感染症の長期化により、生活に困窮する方が増加し、緊急小口資金や総合支援資金の貸付相談、貸付申請事務が本所・支所においても増加し、職員にも過重の負担となり、組織としても大きな負担となった。

また、貸付業務のみならず、生活支援の相談業務も増加した。

２　新規事業の取組みについて

(1)　応急援護資金貸付事業の新設

栗原市から生活保護受給見込み者への一時的な小口貸付制度についての相談を受け、旧町村社協から引き継いだ貸付原資を活用し、生活保護受給可否が決定されるまでの間の生計を補うための小口資金貸付制度を平成２９年９月に新設した。

(2)　生活支援体制整備事業第２層運営等業務の受託

地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成３０年度から本事業を栗原市から受託した。

①　１０支所に一人ずつ「生活支援コーディネーター」を配置し、全行政区に入り、各地区の現状や「お宝」の発掘に努めた。

②　第２層協議体（地域支え合い地区推進会議）を１０地区すべてに立ち上げ、地域が元気になるための話し合いの場づくりの設置と運営を担った。

③　平成３０年度から「地域支え合い情報誌」を市内全戸配布した。（平成３０年度は年３回、令和元年度以降は年４回発行）

(3)　障害者相談支援事業の開設

障害者福祉の充実に向けて、平成３０年３月に「相談支援事業所」を開設した。

３　支部（支所）充実への取組みについて

本所と支所の連携強化、支所の充実、支部事業の推進を図るため、次のことを実施した。

(1)　組織及び職員配置の見直しについて

年度	取組みの内容
平成２８年度	地域福祉課に「支所連携係」を設置（３人体制） 支所１．５人体制から支所２人体制
平成２９年度	支所２人体制を継続し、地域福祉課支所連携係を４人体制へ増員
平成３０年度	生活支援体制整備事業の受託により、全支所に生活支援コーディネーターと臨時職員を配置（支所２人体制） ※支所連携係を廃止し、地域福祉係が支所支援にあたる
令和２年度	支所に統括職員を５人配置（支所２名体制から２．５人体制へ）

(2)　支部活動費の配分の見直しについて

①　令和３年度から「歳末　見守りひと声運動」を実施

年末（１２月）に全支部一斉に同時期に日常生活用品等を配布しながら、安否確認をすることで、歳末たすけあい募金の可視化を図った。

この財源は支部に交付していた地域支援事業の交付割合を４３％から５３％に引き上げて、全支部の総意で実施した。

計画の体系

基本理念	基本目標	基本計画	実施項目
『共に支え、共に助け合い、共に生きる』地域の創造	１　誰でも参加できる身近な地域づくり	１－１ 地域福祉の醸成 １－２ 地域活動の推進	●福祉意識の醸成 ●福祉教育の推進 ●多様な交流機会づくり ●活動の担い手・団体の育成・支援 ●地域における支え合い活動の推進 ●健康・生きがい活動の推進
	２　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり	２－１ 利用しやすい環境づくり ２－２ 自立に向けたサービス利用等の推進	●情報提供体制の充実 ●相談体制の強化 ●円滑なサービス利用・提供支援 ●権利擁護の利用促進 ●地域での自立支援の推進
	３　安心して暮らせる福祉のまちづくり	３－１ 小地域でのコミュニティづくりの充実 ３－２ 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進	●保健・医療・福祉の連携強化 ●地域福祉ネットワークの充実 ●福祉環境の整備 ●防災・防犯・生活安全対策の推進
	４　地域福祉推進のための基盤づくり	４－１ 関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進 ４－２ 自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化	●行政、福祉団体等との連携強化 ●支部、地区社会福祉協議会への活動支援 ●ボランティア活動の活性化と人材の育成 ●自主財源の確保 ●経営改革と組織体制の強化

基本目標１　誰でも参加できる身近な地域づくり

基本計画１－１　地域福祉の醸成

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●福祉意識の醸成
●福祉教育等の推進
●多様な交流機会づくり</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【福祉意識の醸成】
・平成 30 年度に生活支援体制整備事業第 2 層運営等業務の受託に伴い「地域支え合い情報誌」を加え「社協だより」「支所だより」をそれぞれ年 4 回全戸配布しました。
・しあわせな地域づくり事業で、自主的に展開するボランティア団体に活動費を交付し、住民参加型の交流活動を支援しました。
・障がい者と地域の交流事業「みんなで集おうダンス交流会」「みんなでふれあいのつどい」は、平成 30 年度から事業運営課が主管となり 1 本化。「ふれあいのつどい～みんなでつながろう～」として市内の障がい者福祉施設と連携し取り組みました。
【福祉教育の推進】
・市内小中学校等を対象にキャップハンディ体験学習の支援や福祉作品募集事業を実施し、福祉への理解を深める機会をつくりました。
【多様な交流会づくり】
・支部・地区社協が行う交流事業を通し、地域福祉活動の周知・啓発を行い、誰もが参加しやすい事業の実施に取り組みました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>≪広報誌≫
・社協の広報誌を毎月発行し、地域福祉活動の周知・啓発を図りました。「地域支え合い情報誌」は、生活支援コーディネーターが、生活支援体制整備事業の啓発を図りながら、「地域のお宝」を可視化したことにより、支え合い活動の継続や新たな活動への意欲に繋がりました。
≪キャップハンディ体験≫
・キャップハンディ体験は、障がい者や高齢者への理解を深め、福祉意識を育む機会として、多くの学校で取り組まれました。令和 3 年度から受付窓口、実施主体を支所へ事業移管したことから、更に学校と連携を密にして、学習を進めることができました。
・一方、地域の方や施設、地域の社会資源や強み、課題を活かしたつながりのある福祉教育を展開していく必要があると思われます。
<table><tr><th>区　分</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>実施数</td><td>２６回</td><td>２８回</td><td>３０回</td><td>１８回</td><td>３３回</td></tr></table>※注）令和 3 年度は令和 4 年 2 月末現在の数字
≪福祉作品募集事業≫
・市内の小学校、中学校を対象とした福祉作品募集事業を通して、児童・生徒が福祉について考え福祉の心を育む機会を支援しました。また、福祉作品カレンダーを作成し全戸配布、令和 2 年度からは、作品の展示会場を増やして周知・啓発に繋げました。
<table><tr><th>区　分</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>応募数</td><td>３９２点</td><td>４４８点</td><td>２６２点</td><td>４０７点</td><td>３１２点</td></tr></table></td></tr>
</table>

基本目標１　誰でも参加できる身近な地域づくり

基本計画１－２　地域活動の推進

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●活動の担い手・団体の育成・支援
●地域における支え合い活動の推進
●健康・生きがい活動の推進</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【活動の担い手・団体の育成・支援】
・各種講座を通して、地域で活躍できる人材の育成を図ると共にボランティア活動の場の提供及び活動のきっかけづくりに努めました。
・平成 21 年度より「被災地をつなぐ、復興に向けての元気のリレー」として栗原へとつながれてきたひまわりの種を市内のボランティアの協力を得て、イオンスーパーセンター栗原志波姫店北側市道川の口線植樹帯へ植栽「くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト」に取り組みました。しかし、植樹帯の土壌の劣化や育苗団体の協力が難しい状況となり、市道川の口線植樹帯での植栽継続が困難となったことから、令和 3 年度より、これまでの活動を絶やすことなく支所ごとに取り組みました。
【地域における支え合い活動の推進】
・支部ごと、地域の実情の把握に努め、ニーズに即した事業に取り組みました。
・現在２５４行政区に地区社協が設置され、地区ごと、「お茶っこ会」「世代間交流」「安否確認」の事業を中心に、地域の実情に合わせて年間を通して事業に取り組みました。
【健康・生きがい活動の推進】
・平成 30 年度に「地域活動もりもりパック事業」と出前講座を統合し、事業の担当を事業運営課から地域福祉課へ変更。地区社協や各団体が行う行事へ職員を派遣し、健康体操や介護予防の講話などを行うことで社協活動の PR、地区社協活動支援へつながるよう努めました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>≪技術養成ボランティアスクール≫
・幅広い年代に関心をもって参加してもらうため講座内容の充実を図りましたが、学生対象講座の参加率が低かったことから、運営委員の意見やアンケートを基に、地域活動へつながるような講座内容の検討が図られました。受講希望者が多く、ボランティアの人材育成に今後も重要な役割が期待されます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>参加人数</th><th>内　容</th><th>開催回数</th></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>１００人</td><td>手品、レクリエーション、ハンドマッサージ、バルーンアート</td><td>5 回</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>８９人</td><td>手品、読み聞かせ、笑いヨガ</td><td>4 回</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>１０４人</td><td>うちわ作り、手品、バルーンアート、折り紙、読み聞かせ</td><td>5 回</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度</td><td>８５人</td><td>バルーンアート、笑いヨガ、折り紙、つるし飾り</td><td>4 回</td></tr>
<tr><td>令和 3 年度</td><td>８２人</td><td>こけ玉作り、バルーンアート、健康体操・健康講話
カメラ、チラシ作り講座</td><td>5 回</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

基本目標２　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり

基本計画２－１　利用しやすい環境づくり

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●情報提供体制の充実
●相談体制の強化</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【情報提供体制の充実】
・多くの住民に情報を提供するため、社協だより・支所だよりを発行し、市内全戸に配布しました。また、若い世代への地域福祉活動啓発のため、ホームページの更新を行いました。どちらも月１回プロジェクトメンバーによる話し合いが行われ、住民にわかりやすく親しみやすい広報・ホームページ作成に努めました。
・目の不自由な方に対しては、朗読テープ貸出事業を行い、朗読ボランティアによる「声の広報」を届け、情報のバリアフリー化を図りました。
・ボランティアセンターとして、ボランティアに手伝って欲しい人と活動したい人を円滑につなぐよう、一覧表を作成し、本所及び支所での問い合わせに対応できるよう取り組みました。
【相談体制の強化】
・多様化・複雑化している相談に対して総合的な支援を行えるよう、平成２９年３月に「総合相談事業規程」を制定しました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>≪広報活動≫
・平成３０年度までは「社協だより」と「支所だより」を年 6 回ずつ発行していましたが、生活支援体制整備事業第２層運営等業務の受託に伴う「地域支え合い情報誌」発行のため、令和元年度よりそれぞれ年４回ずつの発行へ変更しました。
<table>
<tr><th>区分</th><th>発行部数</th><th>社協だより</th><th>支所だより</th><th>地域支え合い情報誌</th></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>25,700 部/回</td><td>6 回/年</td><td>6 回/年</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>25,700 部/回</td><td>6 回/年</td><td>6 回/年</td><td>3 回/年</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>25,600 部/回</td><td>4 回/年</td><td>4 回/年</td><td>4 回/年</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度</td><td>25,600 部/回</td><td>4 回/年</td><td>4 回/年</td><td>4 回/年</td></tr>
<tr><td>令和 3 年度</td><td>25,500 部/回</td><td>4 回/年</td><td>4 回/年</td><td>4 回/年</td></tr>
</table>
※平成 30 年度地域支え合い情報誌の創刊号及び第 2 号は同日発行。

≪ボランティアセンター運営≫
・地区社協のお茶っこ会や施設等での敬老会へのボランティア派遣だけでなく、令和元年度には水害に対するボランティア派遣も行いました。
<table>
<tr><th>区分</th><th>斡旋件数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>81 件</td><td></td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>100 件</td><td></td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>114 件</td><td>うち 9 件は東日本台風災害に関する派遣</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度</td><td>19 件</td><td rowspan="2">新型コロナウイルス感染拡大の影響により件数減</td></tr>
<tr><td>令和 3 年度</td><td>17 件</td></tr>
</table>
※注）令和 3 年度は令和 4 年 2 月末現在の数字</td></tr>
</table>

基本目標２　相談援助など地域福祉活動の仕組みづくり

基本計画２－２　自立に向けたサービス利用等の推進

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●円滑なサービス利用・提供支援
●権利擁護の利用促進
●地域での自立支援の促進</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【円滑なサービス利用・提供支援】
・多様化・複雑化している相談に対して総合的な支援を行えるよう、平成２９年３月に「総合相談事業規程」を制定しました。また、総合相談事業相談員及び職員を対象に、年１回～２回の研修会開催や外部研修へ参加し、資質向上に努めました。
【権利擁護の利用促進】
・日常生活自立支援事業（宮城県社会福祉協議会受託）において専門員を２名配置し、栗原市等と連携しながら随時相談を受け付けています。
【地域での自立支援の促進】
・生活保護申請中の世帯に対する貸付として、平成２９年９月に「応急援護資金貸付規程」を新たに制定し、生活困窮者への支援を強化しました。また、令和２年３月より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯に対し、生活福祉資金貸付（特例貸付）の相談及び受付窓口として自立相談支援機関と連携しながら自立支援に取り組みました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>≪総合相談事業≫
・従来の生活相談に加え、電話相談・巡回相談・合同相談の４本柱とし、より身近な相談窓口として運営しています。また、栗原市や生活困窮者自立支援機関等の他機関と連携を図ることで、適切なサービス等につなげています。
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr>
<tr><td>生活相談</td><td>116件</td><td>92件</td><td>63件</td><td>65件</td><td>39件</td></tr>
<tr><td>電話相談</td><td>59件</td><td>44件</td><td>17件</td><td>30件</td><td>8件</td></tr>
<tr><td>合同相談</td><td>2回</td><td>1回</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr>
<tr><td>巡回相談</td><td>5回</td><td>12回</td><td>3回</td><td>中止</td><td>中止</td></tr>
</table>
※注）令和3年度は令和4年1月末現在の数字
※生活相談及び電話相談は相談件数、合同相談及び巡回相談は開催回数。
令和2年度及び令和3年度の巡回相談は新型コロナウイルス感染予防のため中止。
≪応急援護資金≫
栗原市福祉事務所と連携し、適切かつ迅速に審査・貸付できるよう努めています。
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr>
<tr><td>貸付人数</td><td>6人</td><td>11人</td><td>8人</td><td>16人</td><td>14人</td></tr>
</table>
※注）令和3年度は令和4年1月末現在の数字
≪生活福祉資金貸付事業（特例貸付）≫
宮城県社会福祉協議会が実施している貸付事業の相談及び受付窓口として、自立支援に努めました。（実施期間：令和2年3月25日から令和4年3月末日まで）
<table>
<tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr>
<tr><td>緊急小口資金　申請件数</td><td>5件</td><td>139件</td><td>59件</td></tr>
<tr><td>総合支援資金　申請件数（延長及び再貸付含む）</td><td>－</td><td>34件</td><td>36件</td></tr>
</table>
※注）令和3年度は令和4年1月末現在の数字</td></tr>
</table>

基本目標３　安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本計画３－１　小地域でのコミュニティづくりの充実

実施項目	●保健・医療・福祉の連携強化 ●地域福祉ネットワークの充実
取組みの内容	【保健・医療・福祉の連携強化】 ・さまざまな団体・機関等と連携して、多様化・複雑化する生活や福祉に関する課題を早期発見し、一人ひとりの住民が地域で支え合いの支援の推進を図りました。 ・地域包括ケアシステムの構築をめざし、平成３０年度より生活支援体制整備事業推進の役割を担う、生活支援コーディネーターが配置（10 地区）されたことにより、地域包括支援センターと定期的に情報共有を図ることにより、介護事業所・医療との連携も図られ重層的な支援に取組みました。 【地域福祉ネットワークの充実】 ≪支部活動≫ ・支部活動が醸成され、支部ごとに地域住民に寄り添った独自事業を立案企画し開催・実施を行う。各地区社協・民生委員・老人クラブ等の福祉団体や、ボランティア団体、学校関係とも連携を強化し、世代を問わず地域住民が、一体となる地域福祉を目指すことに取組みました。 ≪地区社協活動≫ ・住民同士のネットワークづくりも確立され、お茶っこ会や、サロン活動を一つの手段として、安否確認等につなげ、地域住民が安心して暮らせるまちづくりの推進に取組みました。
取組みの評価	【保健・医療・福祉の連携強化】 ・住民ニーズに応えるために、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが合同で開催していた「法人内ケアマネジメント研修」（平成 24 年より実施）を令和元年度より地域福祉推進を担う職員にも対象を広げ、「法人内ソーシャルワーク研修」として実施しました。介護保険等の専門職である「介護支援専門員等」、「地域包括支援センター」と地域づくりを推進している「生活支援コーディネーター」が双方の役割を理解し、法人内の職員間での連携を強化しました。 ・障害者福祉の充実に向け、障害者相談支援事業の開設（平成 30 年 3 月）。 ・生活困窮者自立支援相談事業所と連携をした生活福祉資金等の貸付相談対応の実施を行いました。 【地域福祉ネットワークの充実】 ≪支部活動≫ ・多様な主体の協働による総合的な地域福祉推進を図ることを目指し、身近な福祉を目指して、本所事業を支部事業へ移管しました。 ・支部事業の強化に向け、平成 28 年度、平成 29 年度は地域福祉課に支所連携係を配置。令和 2 年度からは統括職員 5 人(2 支所兼務)が配置され、更なる充実を図りました。 ・地域の担い手のリーダーである支部委員の福祉推進の意識向上のために、支部委員全体研修会を平成 29 年度まで継続して開催。平成 30 年度からは、支部ごとの福祉ニーズ

に沿った独自の研修会を開催しました。

・令和３年度からは、主に高齢者の支援事業として、市内統一で「歳末ひと声見守り事業」をスタートさせ、高齢者宅を訪問しての安否確認と孤立解消を図りました。

≪地区社協活動≫

・設置推進を継続し、令和３年度までに全 255 地区中 254 行政区の地区社協が設置されました。（設置率　99.6%）

・設立から経過し、活動が停滞気味の地区社協活動の継続維持や内容充実に向け、出前講座や、ボランティアセンター登録団体の派遣を行い活動の推進を図りました。

・生活支援コーディネーターが全行政区 255 地区の訪問を行い、地区社協活動の推進と実態把握を行うことで、住民ニーズの把握にも努めました。

・住民が主役となり、住民主体のお茶っこ会やサロン会のような集いの場は、各地区に根付き定着しました。生活支援コーディネーターの配置により、既存の支え合いから、見守り活動も強化され地域住民は「我が事」として、地域課題等に取り組む姿勢が見られました。

また、コロナ禍、築き上げて来た繋がりを絶やさないために、集いの場での安否確認を、訪問型の安否確認に切り替えた活動を行い、コロナ禍の孤立解消に努めました。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
設置数	２５２地区	２５４地区	２５４地区	２５４地区	２５４地区

※注）令和３年度は令和４年１月末現在の数字

基本目標３　安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本目標３－２　安心して暮らせる福祉のまちづくり

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●福祉環境の整備　　●防災・防犯・生活安全対策の推進</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【福祉環境の整備】
≪福祉送迎サービス≫
・花山、鶯沢地区において実施してきた「福祉送迎サービス」については、市内での買い物や通院など、生活を維持するための移動手段として、大変喜ばれた事業でした。
　地域の運転ボランティアの協力を頂きながら実施してきましたが、平成 29 年度からは、「通院」に限定し、平成 30 年度末に事業を終了し、栗原市の地域公共交通（市民バス）へと、その役をバトンタッチしました。
【防災・防犯・生活安全対策の推進】
≪福祉防災まっぷ作成事業≫
・行政区を対象に、地域住民の話し合いのもとで、防災まっぷを作成しました。
またフォローアップ事業として、既に作成した防災まっぷの更新を実施しました。
・福祉防災まっぷ作成に取組むことで、「顔の見える関係」を作り、誰もが住み慣れた地域で暮らせるような地域を目指し、実施しました。
≪防災減災学習事業≫（基本毎年開催。R2,R3 はコロナ感染予防のため中止）
・運動会形式で、楽しみながら、防災や減災や身を守る方法について学びました。
≪災害ボランティアセンター研修会≫（基本毎年開催。R2,R3 はコロナ感染予防のため中止）
・災害、ボランティア、防災・減災に関する研修を行いました。
≪災害ボランティアセンター設置運営訓練≫（R2,R3 はコロナ感染予防のため中止）
・平成 20 年 6 月 14 日発災の岩手・宮城内陸地震を期に、栗原市総合防災訓練の中で位置づけして、災害ボランティアセンターの設置訓練を実施しました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>【福祉環境の整備】
≪福祉送迎サービス≫　花山地区、鶯沢地区において実施
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用人数</th><th>送迎回数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>４０６人</td><td>３０２回</td><td>通院限定</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>３２８人</td><td>２４７回</td><td>通院限定　　［事業終了］</td></tr>
</table>
【防災・防犯・生活安全対策の推進】
≪福祉防災まっぷ作成事業≫
・岩手・宮城内陸地震を期に開始し 13 年が経過しました。作成から 5 年以上経過した地区を対象にフォローアップ事業として、地図の見直し作業にあたり、新規作成事業とを同時進行で進めています。作成にあたっては、防災まっぷ作成経験地区の方たちが、アドバイザーとして次の地区へアドバイスをつなぐ仕組みが出来上がっています。令和 3 年度末で、２５５行政区中１８０行政区で実施済み。（70.5%）
≪災害ボランティアセンター設置運営訓練≫
・積み重ねることで、内容の拡大やテーマの広がり、経験値の向上など、拡大傾向にあり、さらなる広がりを目指すも、新型コロナウイルス感染により、令和 2 年度、令和 3 年度と中止しています。</td></tr>
</table>

基本目標４　　地域福祉推進のための基盤づくり

基本計画４－１　関係機関・団体等と連携協働した地域福祉の推進

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●行政、福祉団体との連携強化
●支部、地区社会福祉協議会への活動支援
●ボランティア活動の活性化と人材の育成</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【行政、福祉団体との連携強化】
・地域福祉推進に向けて、目標や方向性を明らかにしながら、各団体間の信頼を深めることにより連携強化に努めました。
【支部、地区社会福祉協議会への活動支援】
・各事業が継続的に行えるよう、活動に関する支援として活動費の交付を行いました。
【ボランティア活動の活性化と人材の育成】
・ボランティア交流の機会づくりと活動内容を情報発信することで、ボランティアへの理解や担い手の拡充に努めました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>≪活動支援の推進≫
支部並びに地区社会福祉協議会の活動は、地域福祉活動を推進する上で重要な位置づけとなっています。交付される活動費の財源は、市民の皆様からご協力頂く、会員会費や共同募金配分金で、これらの実績は年々減少傾向にあります。
このような状況下にあっても、小地域での活動を充実させるため活動費交付規程に基づき交付しました。
また、地域支援事業活動費の財源は歳末たすけあい募金であり、令和３年度より交付割合を 43%から 53%に引き上げ、全支部において「歳末見守りひと声運動」に取り組んでいただきました。
［活動費交付額］　（円）
<table><tr><th>区　分</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th></tr><tr><td>支部活動費</td><td>1,513,000</td><td>1,492,584</td><td>1,479,331</td><td>1,455,590</td><td>1,436,465</td></tr><tr><td>地域支援事業活動費</td><td>3,927,948</td><td>4,013,646</td><td>4,004,391</td><td>3,958,270</td><td>4,938,903</td></tr><tr><td>地区社協活動費</td><td>10,984,128</td><td>10,861,280</td><td>10,693,720</td><td>10,566,310</td><td>10,369,110</td></tr></table>
≪活性化と担い手育成≫
地域で活動するボランティアの代表者やその関係者によって組織されるボランティアセンターでは、市内で活動するボランティアの交流の場や担い手育成のために、様々な工夫を凝らし事業や講座を実施しました。講座受講後、あらたに交流が生まれ、地域の指導者となり継続されている活動もあります。コロナ禍で、活動が制限され、登録数も減少はしましたが、地域でのボランティア活動は継続されています。
［栗原市ボランティアセンター登録者数（個人・団体）］
<table><tr><th>区　分</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th></tr><tr><td>個　人</td><td>１７</td><td>２１</td><td>２６</td><td>２１</td><td>２２</td></tr><tr><td>団　体</td><td>８７</td><td>９４</td><td>１７３</td><td>１６５</td><td>１４７</td></tr><tr><td>合　計</td><td>１０４</td><td>１１５</td><td>１９９</td><td>１８６</td><td>１６９</td></tr></table>※注）令和３年度は令和４年２月末現在の数字</td></tr>
</table>

基本目標４　　地域福祉推進のための基盤づくり

基本計画４－２　自主財源の確保と経営改革、組織体制の強化

<table>
<tr><td>実施項目</td><td>●自主財源の確保
●経営改革と組織体制の強化</td></tr>
<tr><td>取組みの内容</td><td>【自主財源の確保】
・会員加入が自主財源の確保につながることを理解し、職員も含めた積極的な加入促進を行いました。
・福祉のまちづくりを目指すための人材確保・育成に努めました。
・充実した地域福祉推進事業の実施のため、市補助金等の財源確保に取り組みました。
・介護保険事業、障害福祉サービス事業収入の安定的確保のため、他事業所との連携を強化し、利用者の確保に努めるとともに利用者の状況に合わせた事業所の統廃合に取り組みました。
【経営改革と組織体制の強化】
・社協の実態に合った組織編成を行うことで役員や評議員との連携強化を図るとともに役職員一丸となって地域福祉活動の推進に努めました。</td></tr>
<tr><td>取組みの評価</td><td>≪自主財源の確保≫
地域福祉活動のための財源であることの理解を得られるよう、広報誌や推進委員研修会・共同募金奉仕委員会議を開催し加入推進に取組みました。特に、共同募金奉仕委員会議は県内で取組まれる事例も少なく、募金運動の必要性や配分金の使い道などの趣旨を奉仕委員の方にお伝えすることで、募金目標額の達成に繋がりました。

≪経営改革と組織体制の強化≫
改革推進会議の中で、経営改革や組織体制について話合いを進めてきました。さらに役員懇談会では、地域福祉事業を広く展開するため、効果的・効率的な事業運営のための話し合いが重ねられたことにより、市補助金の確保や新規事業の受託にも取り組むことができました。
また、平成 29 年 3 月に生活介護事業所はげましホーム、令和 3 年 3 月には共同生活援助事業所ふきのとうを創設し、障害福祉サービス事業の拡充となり、介護保険事業・障害福祉サービス事業収入増に向け、更なる利用者確保に取り組みました。
［事業所数］　（事業所）
<table><tr><th>区　分</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>介護保険事業</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>障害福祉サービス事業</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>参考（平成 28 年度）　：介護保険事業 10 カ所／障害福祉サービス事業 3 カ所
（平成 30 年 3 月）：相談支援事業所　開所
（令和 2 年 3 月）：鶯沢デイサービスセンター　廃止
（令和 4 年 3 月）：瀬峰デイサービスセンター　廃止</td></tr>
</table>

栗原市地域福祉活動計画〔第４期〕の主な策定経過

	年　月　日	内　　容	出席者数
1	令和３年10月29日	第１回ワーキング会議 ・第３期地域福祉活動計画振り返りについて ・意見交換	メンバー10名
2	令和３年11月12日	第２回ワーキング会議 ・第３期地域福祉活動計画振り返りについて ・第４期計画の構成について	メンバー10名
3	令和３年11月30日	第３回ワーキング会議 ・第３期地域福祉活動計画実績・評価表まとめ ・新たな事業展開の必要性を精査	メンバー11名
4	令和３年12月17日	第４回ワーキング会議 ・令和４年度以降の事業について ・新たな事業展開の必要性を精査	メンバー ８名
5	令和４年１月11日	第５回ワーキング会議 ・栗原市地域福祉活動計画構成（案）	メンバー11名
6	令和４年１月20日	第６回ワーキング会議 ・栗原市地域福祉活動計画（素案）について	メンバー ９名
7	令和４年２月３日	高清水支部・瀬峰支部合同会議 志波姫支部会議 ・栗原市地域福祉活動計画について(説明) ・意見交換	支部委員33名
8	令和４年２月４日	若柳支部会議 ・栗原市地域福祉活動計画について(説明) ・意見交換	支部委員13名
9	令和４年２月７日	一迫支部会議 栗駒支部会議 ・栗原市地域福祉活動計画について(説明) ・意見交換	支部委員24名
10	令和４年２月８日	花山支部会議 築館支部会議 ・栗原市地域福祉活動計画について(説明) ・意見交換	支部委員21名
11	令和４年２月10日	鶯沢支部会議 金成支部会議 ・栗原市地域福祉活動計画について(説明) ・意見交換	支部委員25名
12	令和４年２月14日 令和４年２月15日 令和４年２月17日	会長・常務協議 ・栗原市地域福祉活動計画（素案）について	
13	令和４年２月18日	正副会長会議 ・栗原市地域福祉活動計画（素案）について	
14	令和４年２月24日	理事会 ・栗原市地域福祉活動計画（素案）について	
15	令和４年３月15日	理事会 ・栗原市地域福祉活動計画（案）について	
16	令和４年３月29日	評議員会 ・栗原市地域福祉活動計画（案）について	

栗原市地域福祉活動計画〔第４期〕ワーキングチーム名簿

	氏　名	所　属	職　名		氏　名	所　属	職　名
1	菅原　茂樹	総 務 課	事務局長	7	佐々木 久美	事業運営課	係　長
2	佐藤　一繁	総 務 課	課　長	8	菅原　千恵	若柳・金成支所	主　任
3	早坂　忠信	地域福祉課	課　長	9	佐藤　早苗	高清水・瀬峰支所	主　事
4	佐藤　祐子	総 務 課	係　長	10	鈴木 梨沙子	築館支所	事務職員
5	伊藤　　妙	地域福祉課	係　長	11	高橋　由利	若柳支所	事務職員
6	大川　道子	地域福祉課	係　長				

栗原市地域福祉活動計画

〔第４期〕

発　　行：令和４年３月
編集・発行：社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会

〒987-2252　宮城県栗原市築館薬師三丁目６番２号

電　　話：0228-23-8070
Ｆ　Ａ　Ｘ：0228-21-4774
ホームページ：http://kurihara-sfk.jp/